

議 事 録

1 会議名称

令和３年度第１回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

2 開催日時

令和３年６月４日（金） 午前１０時から午前１１時まで

3 開催場所

滝沢市役所 ３階 庁議室

4 出席者

（１）委員

松 下 壽 夫

高 橋 耕

石 堂 淳

主 浜 照 風

（２）事務局

企画総務部総務課 課 長 高 橋 克 周

企画総務部総務課 総括主査 古前田 公 湖

企画総務部総務課 主 任 吉 田 美沙紀

（３）関係課等

諮問第１号

健康福祉部健康推進課 総括主査 和 川 早 苗

健康福祉部健康推進課 主 査 藤 澤 洸 輔

5 議 事

諮問第１号 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について（健康福祉部健康推進課）

報告第１号 令和２年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について（企画総務部総務課）

そ の 他 個人情報保護法の改正について

6 会議状況（要点筆記）

（１）開会

委員及び事務局職員の紹介

（２）諮問第１号 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について（健康福祉部健康推進課）

諮問された事項を追認し、その旨を答申することとされた。議事における質疑等は、次のとおり。

委 員	諮問書２ページの「（５）オンライン結合により提供する理由」のイにあるセキュリティ仕様等については、ＩＴ室が定めた内容に市が同意をした上で…とありますが、このＩＴ室とはどのような組織でしょうか。
担当課	国の内閣官房の組織です。
委 員	仕組みについて、サーバーを持っているミラボという会社に特定個人情報を含む個人情報を滝沢市から送るということですが、オンライン結合で個人情報を提供するのとは他市区町村となっています。この詳しい仕組みを教えてください。
担当課	ミラボ社の所有するサーバーの中には、滝沢市分の領域とその他の全市町村の領域があります。例えば他市区町村で転入者があった場合、転入元の市区町村で転入者がワクチンの接種を受けているのかどうかを確認するために、ＶＲＳのシステムを通してミラボ社のサーバーにアクセスし、ミラボ社のサーバーでは、確認を行う自治体の情報と合致する滝沢市のワクチン接種記録を滝沢市の記録領域から他市区町村に提供するという仕組みになっています。
委 員	ミラボ社のサーバーに滝沢市の情報があって、他市区町村はそのサーバーにアクセスして情報を引き出すということですか。
担当課	はい。その通りです。
委 員	ＩＴ室も誰が接種を受けたかどうかを把握できるのですか。
担当課	ＩＴ室では誰が接種を受けたかまでは把握できないようになっています。しかし、接種を受けた方の人数等の統計データを取ることはできるようになっています。どの市町村の誰が接種を受けたか等の情報は分からないようになっています。 テレビ等で報道されるワクチン接種の接種状況の情報というのは、このＶＲＳの情報を基に公表されているものと伺っています。
委 員	滝沢市から委託先に提供する情報というのは、個人番号と自治体コード、接種券番号など情報量がありますが、その中から各自治体に提供される情報はこれよりも少ないということでしょうか。
担当課	他自治体でも提供を受ける情報は限られており、無暗に照会をかけられるということではありません。基本的には１件ずつ照会することとなります。
委 員	一人の情報についても、滝沢市から提供する情報はかなりの情報量となります。他市区町村で照会をした際に提供される個人情報は氏名、性別、生年月日、接種券番号及びワクチン接種記録とありますが。
担当課	提供先の市区町村において確認できる情報には個人番号も含まれます。
委 員	個人番号も提供する情報に含まれるということですか。
担当課	はい。
委 員	提供する個人情報の接種券番号はイメージがつきますが、宛名番号とい

	うのはどのような番号ですか。
担当課	マイナンバーとは別の、各自治体における個人を特定するための独自の番号です。
委 員	マイナンバーのような番号が振られているということですか。
担当課	そうです。
委 員	この番号は全員に振られているのですか。
担当課	出生や転入等があると自動的に振られる10桁の番号です。その宛名番号が接種券番号になっています。 自治体番号と接種券番号で、どこの市町村の誰がワクチンを接種したかどうかを確認することになります。
委 員	そういった個人識別番号というのは、いろいろなところで振られているということですか。そうするとマイナンバーの意義というのも薄れてくるように思われます。 本来はマイナンバーで管理するものではないでしょうか。
事務局	そうですね。本来はそうあるべきで、それを目指しているところというところです。
委 員	直接関係ない話になるが、マイナンバーがありながら、このように別の識別番号を振っているということになるとむしろ混乱のもとになるような気がします。 こちらから提供する情報は、提供を受ける他市区町村にほぼ提供されるということですね。 セキュリティに関しては国が全責任を負うということですよ。
担当課	そうです。

(3) 報告第1号 令和2年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について（企画総務部総務課）

委 員	1 ページの3で「申請者の亡母の現存する検査結果のすべて」の情報公開をしていますが、情報公開条例上、本人以外に個人情報を提供するという項目はなかったように思います。身内であっても公開できないと読んだことがあったように思います。何か特別な理由があったのでしょうか。 また仮にこれが許されると、どの範囲まで提供ができるのでしょうか。子ども、兄弟のような線引きの有無はありますか。 2 点目として、入札の関係で金入設計書を公開しています。これに対してプロポーザルの得点等については会社側の事情を考慮して部分公開となっています。プロポーザルの審査の公平性や客観性について、市民が判断する内容というのは中々公開しにくいものと感じましたが、その点の考え方はいかがでしょうか。入札だと入札金額が公表されることから、入札参加業者間の順位が分かりますが、プロポーザルではどの程度ま
-----	--

	で公表したのでしょうか。
事務局	最初の質問に関しましては、公開の可否については慎重に判断をしているところです。
事務局	平成30年度にも同様の事例があり、その際に情報公開制度によるべきか、自己情報の開示請求によるべきかについて議論がありました。当該情報が請求者の情報でもあると認められる場合に限り自己情報の開示請求により対応している自治体もありますが、滝沢市個人情報保護条例第14条第1項では「自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。」と明記されていることと、死者に関する情報については規定がないことから自己情報の開示請求による開示はできないと判断しました。 滝沢市行政情報公開条例第9条において、行政情報が非公開事項に該当する場合は「当該行政情報の公開をしないことができる。」と規定されており、合理的な理由があれば公開することができるものと解釈したものです。 プロポーザルの件につきましては、公開させていただいた部分は、評価項目と配点、各企業が獲得した合計点数で、獲得点数の内訳については非公開としています。
委員	3の「申請者の亡母の現存する検査結果のすべて」の公開についての話で、合理的な理由があれば誰でも公開するというのでしょうか。
事務局	他市町村では自己の情報として相続人等が亡くなった方の情報を請求するというものもあるようですが、今回の死者に関する情報については、滝沢市の個人情報保護条例には定めがなく、情報公開請求により公開したものです。亡くなった方の情報がないと保険金が請求できない、手続きができない等の不利益があることを考慮したうえで、情報公開請求制度により対応させていただきました。 理由があればなんでも公開できるということではありません。
事務局	規定がないというところで、苦しい説明になってしまうのですが、後程御説明させていただく条例の改正の際にもこのような点も精査していかなければならないと考えています。

委員	情報公開条例の第9条を根拠として、公開したということですか。
事務局	第9条に「当該行政情報の公開をしないことができる」とあり、これは必ず非公開にしなければならないということではなく、合理的な理由があれば今回のように公開することができるという解釈によるものです。
委員	本来は公開が前提であり、第9条は「このような場合には公開できない」という規定なので、「合理的な理由があれば公開できる」というのは、逆ではないかと思います。 今回は個人の情報という扱いをしたということでしたが、そうであれば

	個人情報保護条例でも対応可能だったのではないのでしょうか。そういったところを整理する必要があると思います。 死者の情報については規定がないということでしょうか。
事務局	死者の情報についての規定はありません。ただ規定がないから公開できないということではなく、請求をされる方の不利益等を考慮し、公開決定をしたということです。
委 員	個人情報保護条例の自己情報の開示の方が制度の趣旨には近いのではないかと思います。 情報公開制度だと、逆に公開することが前提で理由がある場合には公開しないというもので、本来であれば公開しないものを特定の理由がある人に情報を提供するということであるから個人情報保護条例で対応出来るのが望ましいと思います。

(4) その他

事務局から個人情報保護法関係法令の改正についての情報提供を行った。

委 員	条例は廃止されてしまうのでしょうか。
事務局	条例自体は現在もあります。前年度に他自治体との比較等により、不足する部分を改正する全部改正を進めていたところでありましたが、その途中で今般の法改正があるということで、一度廃案としていているところです。国からの情報を参考にしながら改正を進めていくということになりますが、条例自体は廃止しておりませんのでそれを運用していくということになります。
委 員	法律が施行されたら、現在条例で運用している内容は法律に委ねる形になるのでしょうか。
事務局	はい。先ほどの死者に関する情報も含め、法律で規定するものの他に不足するものとの整合性を取っていかなければならないと考えています。村当時の情報公開制度を立ち上げた時期から年月が立ちましたが、その後の整備が遅れているというところが課題であると考えています。前年度に改正を進めていた部分と、今回の法改正との整合性を取って進めていきたいと考えています。

7 会議資料

基礎資料 1 滝沢市行政情報公開条例（平成 9 年滝沢村条例第 8 号）

基礎資料 2 滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）

基礎資料 3 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成 10 年滝沢村告示第 50 号）

諮問第 1 号 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について（健康福祉部健康推進課）

- 報告第 1 号 令和 2 年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について（企画総務部総務課）
- 資 料 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正等について（令和 3 年 5 月 1 9 日付個人情報保護委員会委員長・総務大臣通知（個情第 6 7 1 号、総行行第 1 6 1 号））
- 資 料 2 個人情報保護法の改正について（令和 3 年 5 月）

滝総第0525007号
令和3年5月25日

滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 松下 壽夫 様

滝沢市長 主濱 了



令和3年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る諮問について（
諮問）

滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）第9条第2項及び第11条第1
項の規定により、下記について関係書類を添えて滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営
審議会に諮問します。

記

諮問第1号 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について
（健康福祉部健康推進課）

諮問第 1 号

個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について

次のとおり個人情報取扱事務を委託すること及びオンライン結合により個人情報を提供することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢市条例第 9 号）第 9 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

令和 3 年 5 月 25 日提出

滝沢市長 主 濱 了

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

（1）名称

新型コロナウイルスワクチン接種事業

（2）内容

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、市民への新型コロナウイルスワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）を実施するもの。

2 所管課

健康福祉部健康推進課

3 個人情報取扱事務の委託について

（1）委託先

株式会社ミラボ

（2）委託の内容

ア 委託する内容（範囲）

市は新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）を通じてワクチン接種の対象となる市民の情報を提供する。

委託先においては、市から提供された情報を管理する。

イ 委託に含まれる個人情報

個人番号（マイナンバー）、自治体コード、接種券番号、宛名番号、氏名、生年月日、性別、転出・死亡情報、ワクチン接種記録（接種自治体、接種会場、接種日、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号、接種量）

ウ 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成 10 年滝沢市告示第 50 号）別表第 8 の該当

有り（電子計算機操作業務委託）

（3）委託の条件

委託の条件については、内閣官房情報通信技術総合戦略室（以下、「ＩＴ室」という。）が利用規約及びサービス仕様（資料２）を定め、市はこれに同意の上で利用申込を行っている。なお、システムの利用に関する障害やシステムから個人情報の漏えいが発生する等のトラブルについては国が全責任を負うこととされている。

（４）委託の開始時期等

後日ＩＴ室から示される委託開始日から終了日まで（ＶＲＳについてはＩＴ室が新型コロナウイルスワクチン接種事業のために緊急的に開発したシステムで、契約手続き等についても特例的に扱った内容で運用されています。）

４ オンライン結合による個人情報の提供について

（１）オンライン結合による個人情報の提供先

他市区町村

（２）オンライン結合により提供する個人情報

氏名、性別、生年月日、接種券番号及びワクチン接種記録

（３）提供先での利用目的

ワクチン接種事業を行う各市区町村において、転入者のワクチン接種記録の確認、接種券の発行等のワクチン接種に係る事務を実施し、ワクチン接種事業を確実に実施するため。

（４）オンライン結合による提供の方法

他市区町村が、ＶＲＳを使用し、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク（地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内ＬＡＮ）を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク））を経由して当該システムの委託先業者が管理するサーバーに保存されている転入者のワクチン接種記録等の確認を行うことにより個人情報の提供を行う。

（５）オンライン結合により提供する理由

ア 公益上の必要性

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するためには、ワクチン接種の迅速かつ確実な実施が求められている。このため、ワクチン接種事業を実施する各市区町村において、ワクチン接種事業を迅速かつ確実に実施するためにワクチン接種に必要な情報を即時に把握することは公益上の必要性が高い。

イ 個人の権利利益を侵害するおそれの有無（セキュリティの状況）

セキュリティ対策等についての仕様等については、ＩＴ室が定めた内容に市が同意をした上でＶＲＳを利用することとしている。その内容は個人番号を含む個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）等の法令に基づいて適切な安全管理及び個人情報保護措置を講じるとともに、政府のセキュリティガイドラインに沿って必要なサイバーセキュリテ

ィー対策を講じ、厳格なアクセス制御及びログの管理を実施するものとされていることから、十分にセキュリティ対策がとられているものと判断した。

- (6) オンライン結合による個人情報の提供の開始時期等
令和3年4月から開始済み

様式（規則第4条関係）（第1面）

個人情報取扱事務登録簿

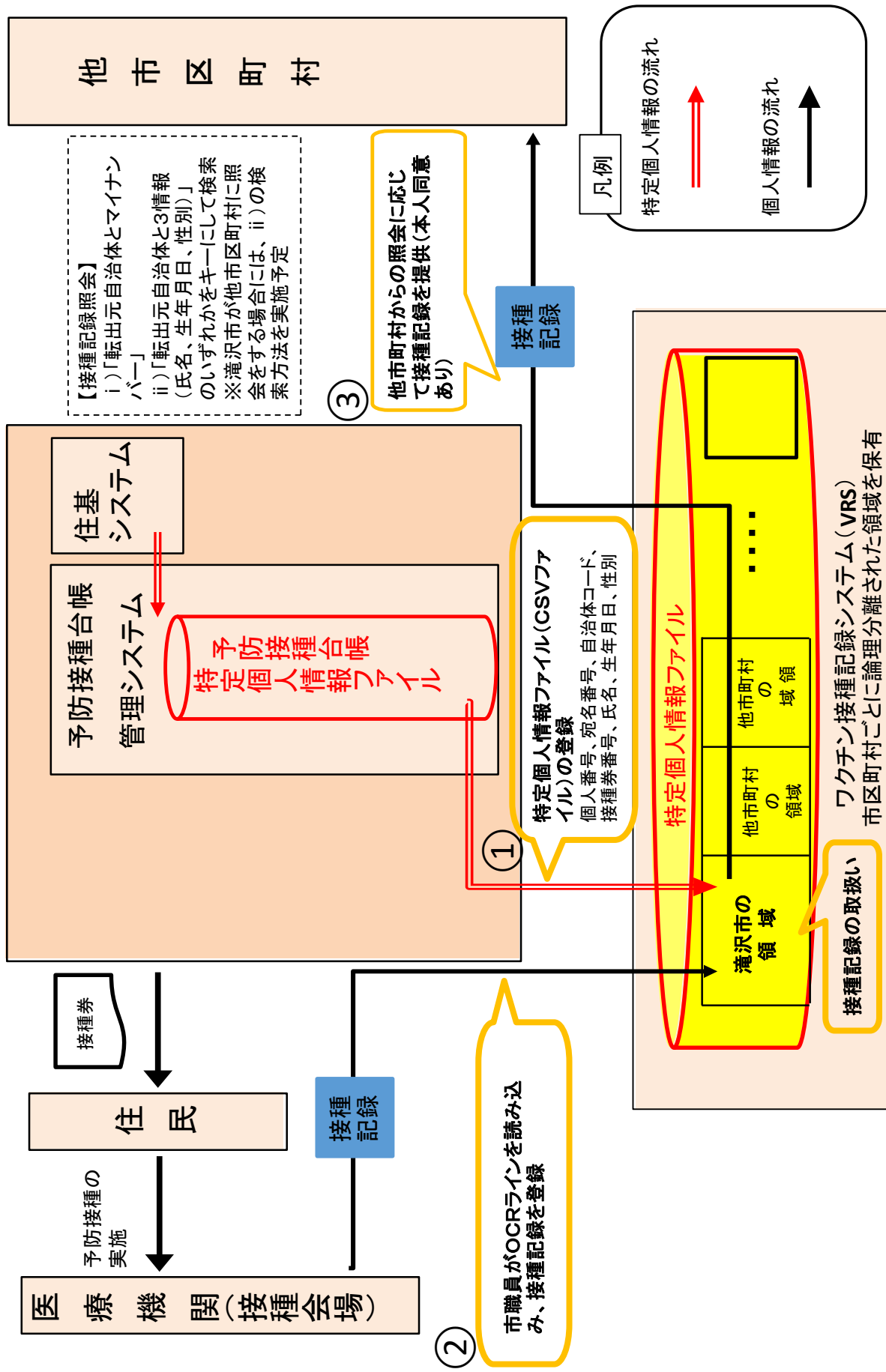
個人情報 取扱事務	名 称	新型コロナウイルスワクチン接種事業						
	目 的	新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、市民への新型コロナウイルスワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）を実施するもの。						
	根拠法令等	予防接種法						
	開始年月日	☐ 平成	☒ 令和	3	年	1	月	13
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)		ワクチン接種対象者						
個人情報を取り扱う目的		ワクチン接種を実施するため。						
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報		イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報		ウ 財産、所得等経済状況に関する情報			
	☒ 整理番号(システムで使用するもの) ☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 生年月日・年齢 ☒ 性別 ☒ 電話番号 ☐ 国籍・本籍 ☐ 続柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻暦 ☐ [] ☐ []		☐ 職業・勤務先 ☐ 役職・地位 ☐ 職歴 ☐ 学歴 ☐ 資格 ☐ 団体加入 ☐ 賞罰 ☐ [] ☐ [] ☐ [] ☐ [] ☐ []		☐ 収入 ☐ 財産状況 ☐ 納税額等状況 ☐ 取引状況 ☐ 公的扶助 ☐ 負債状況 ☐ [] ☐ [] ☐ [] ☐ [] ☐ []			
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報		オ 生活状況に関する情報		カ 知識、技術及び能力に関する情報			
	☒ 健康状況 ☒ 病歴 ☒ 障害 ☒ 身体状況 ☒ [ワクチン接種記録] ☐ []		☐ 家庭状況 ☐ 居住状況 ☐ 趣味・嗜好 ☐ [] ☐ [] ☐ []		☐ 各種試験成績 ☐ 勤務成績 ☐ 学業成績 ☐ [] ☐ [] ☐ []			
個人番号(マイナンバー)等の取扱い		個人番号(マイナンバー)利用の有無 ☒ 有 ☐ 無 [根拠法令等：番号利用法別表1第10項 独自利用条例 第 条]						
思想、信条等に関する個人情報の取扱い		☐ 有 ☐ 思想、信条及び宗教 [] ☐ 人種及び民族 [] ☐ 犯罪歴 [] ☐ 社会的差別の原因となる社会的身分 [] ☒ 無 取り扱う理由 ☐ 法令等 [] ☐ 審議会承認 [第 号]						
個人情報の収集先及び収集の方法		☒ 本人 ☒ 本人以外 本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等 ☐ 条例第7条第3項第1号(法令等) [] ☒ 条例第7条第3項第2号(本人同意) [同意書] ☐ 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号] ☐ 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [] ☐ 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [] ☒ 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [第 2 号 平成10年3月23日 [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日]						
電子計算機処理の有無		☒ 有 システム名称等 健康管理システム、新型コロナウイルスワクチン接種予約システム、ワクチン接種記録システム ☐ 無 オンライン結合による提供の有無 ☒ 有 [審議会承認 第 1 号 令和3年3月19日] ☐ 無 [審議会承認 第 号 令和3年6月 日]						

(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	☐ 目的外利用有 ☒ 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) 目的外利用有の場合の条例該当条項、利用する所管課等 ☐ 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名:] [利用先:] ☐ 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先:] ☐ 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先:] [本人への通知:] [省略の場合: 審議会承認 第 号] ☐ 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号 [利用先:] [本人への通知:] [省略の場合: 審議会承認 第 号]		
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	☐ 外部提供有 ☒ 外部提供無 外部提供有の場合の該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等 ☐ 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名:] [提供先:] [項目名:] ☐ 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先:] [項目名:] ☐ 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先:] [項目名:] [本人への通知:] [省略の場合: 審議会承認 第 号] ☐ 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号 [提供先:] [項目名:] [本人への通知:] [省略の場合: 審議会承認 第 号]		
個人情報取扱事務の委託	☒ 委託有 [審議会承認 第 1 号 令和3年3月19日] [審議会承認 第 号 令和3年6月 日] ☐ 委託無		
公文書の保管期間	☐ 長期 ☒ 5 年 ☐ 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	健康推進課長		
所管課等	健康推進課	登録番号	411
		登録年月日	令和3年1月13日
	事務移管日		審議会報告
	移管前の課等		縦覧開始日

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		新型コロナウイルスワクチン接種事業		
所管課等		健康推進課		登録番号
				411
No.	文書等の名称	記録形態		
1	ワクチン接種券	☒ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
2	ワクチン接種対象者名簿	☐ 帳票・文書 ☒ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ [ワクチン接種予約システム、ワクチン接種記録システム]	
3	ワクチン接種記録	☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ [ワクチン接種予約システム、ワクチン接種記録システム]	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	
		☐ 帳票・文書 ☐ 磁気ディスク・テープ等 ☐ フィルム ☐ 図面 ☐ 写真	☐ []	



新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項

(目的)

第1条 本確認事項（以下「本規約」という。）は、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT室」という。）が株式会社ミラボ（以下「ミラボ社」という。）に委託して運営する新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）を市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）が利用するに際し同意していただくことが必要な事項を定めるものです。

(各主体の契約又は規約上の関係)

第2条 IT室、ミラボ社及び市区町村の契約又は規約上の関係は次のとおりとします。

(1) IT室とミラボ社との関係

IT室は、VRSの開発、運用及び保守をミラボ社に委託する契約（以下「本件業務委託契約」といいます。）及びそれに関連し締結される「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」（以下「本覚書」といいます。）に基づきその業務の監督を行います。

(2) IT室と市区町村との関係

IT室は、本規約、本件業務委託契約及び本覚書に基づき、ミラボ社に本規約第4条第1項に定めるVRSの各機能（以下「VRSの機能」という。）を市区町村に対して役務として提供させるものとします。

(3) ミラボ社と市区町村との関係

ミラボ社は、本規約、本件業務委託契約及び本覚書に基づき、VRSを通じて市区町村から提供を受けた情報の管理を行うものとします。

2 本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 個人情報とは、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関保有個人情報保護法」といいます。以下、同じ。）第2条第2項に規定する「個人情報」をいいます。

(2) 特定個人情報とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）第2条第8項に規定する「特定個人情報」をいいます。

(3) 特定個人情報等とは、個人情報及び特定個人情報を総称していいます。

3 市区町村は、本規約の内容を検討し、その内容に同意（法令上必要な決裁手続きを行うことを含みます。）のうえ、VRSを利用するものとします。なお、市区町村が特定個人情報等の取扱いの委託先としてミラボ社を適切に選定するのに資するため、IT室は、

ＩＴ室がＶＲＳの開発、運用及び保守の業務の委託先としてミラボ社を選定した理由、本件業務委託契約書（仕様書を含む）の内容の一部及び本覚書を市区町村に対して示すものとします。追加で情報が必要となる場合は、ＩＴ室へお問い合わせください。

（特定個人情報等の取扱いについて）

第３条 ＩＴ室、ミラボ社及び市区町村間における特定個人情報等の取扱いは、次のとおりとします。なお、この条の記載については、内閣府番号制度担当室との協議を行っています。

- （１）市区町村は、本規約の内容を理解し、その内容に同意のうえ、ＶＲＳを通じて、特定個人情報等の取扱いをミラボ社に委託することとします。ＶＲＳを通じてミラボ社に提供する特定個人情報等の範囲は、市区町村が判断して決定するものとします。
- （２）市区町村は、各種法令等に基づいて対応すべき特定個人情報の安全管理措置等の必要な措置に関し、特定個人情報等の取扱いを委託したミラボ社を監督するものとします。
- （３）ミラボ社は、市区町村から別途の指示がない限り、市区町村から提供を受けた特定個人情報等を本件業務委託契約書（仕様書を含む）及び本覚書に記載される安全管理及び個人情報保護措置の内容に従って行うものとし、ＶＲＳの保守運用状況に係る報告書等を市区町村に提供するものとします。ただし、ミラボ社が市区町村に対して負う責任は当該市区町村から提供を受けた特定個人情報等に係る部分に限定されるものとします。また、各市区町村はミラボ社からの報告書等の内容に特段の疑義がない場合には、別途の实地検査及び報告要求を不要とすることができるものとします。
- （４）ＩＴ室が各市区町村に対してミラボ社から受領するＶＲＳの保守運用状況に係る報告書等を提供した場合には、（３）によるミラボ社から市区町村への報告書等の提出に代えることができるものとします。
- （５）市区町村（以下、本号において「情報保有市区町村」といいます。）は、あらかじめミラボ社に同意することにより、ＶＲＳに記録されている情報保有市区町村が保有する特定個人情報等を本人が同意した他の市区町村（以下、本号において「情報照会市区町村」といいます。）へ提供することについて、情報照会市区町村において、本人の同意を確認した旨がＶＲＳに入力されたことをもって、情報保有市区町村は、本人の同意を確認することとし、ＶＲＳの機能を活用して情報照会市区町村へ特定個人情報等を提供できるものとします。
- （６）市区町村（以下、本号において「住所地市区町村」といいます。）は、あらかじめミラボ社に同意することにより、他の市区町村（以下、本号において「接種地市区町村」という。）から提供される住所地市区町村の住民であって接種地市区町村の接種会場でワクチン接種を受けた者に係る情報を住所地市区町村の情報としてＶＲＳに記録さ

せることができるものとします。この場合、接種地市区町村は住所地市区町村の依頼を受けて情報の登録を行ったものとみなしますが、当該情報に個人番号は含まれないため、番号法における特定個人情報にかかる規定は適用されません。

- 2 市区町村は、本規約への同意により、前項（５）及び（６）についても同意したものとみなします。

（VRS の機能及び VRS において管理する情報）

第４条 VRS の機能は「ワクチン接種記録システム(VRS: Vaccination Record System)への御協力をお願い」（令和３年３月５日付内閣官房 IT 総合戦略室・内閣官房番号制度推進室・厚生労働省健康局健康課予防接種室。以下「３月５日事務連絡」という。）２①から⑥までに示されたものとし、変更がある場合には IT 室が市区町村へ遅滞なく周知するものとします。

- 2 市区町村は、VRS の機能の利用にあたり、３月５日事務連絡別紙１－２に示す項目その他 IT 室が示す情報を、VRS において論理的に区分された当該市区町村の領域において管理するものとします。
- 3 市区町村は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRS に記録されている当該市区町村が保有する情報を統計情報に加工し、当該統計情報を国（IT 室に限らない）又は都道府県に提供することについて、自動で行うことができる VRS の機能を利用することができるものとします。
- 4 市区町村は、本規約への同意により、前項についても同意したものとみなします。
- 5 VRS において管理する特定個人情報等について、国又は都道府県は第３項に規定する統計情報のみを利用することができ、他の特定個人情報等にアクセスすることはできないものとします。

（VRS において管理する情報の管理方法）

第５条 市区町村は、VRS において、当該市区町村が管理する情報について、内容の訂正、追加又は削除、消去その他の管理に伴う行為を行う権限を有するものとします。

- 2 VRS の機能において前項の行為が行うことができない場合、市区町村は、IT 室に対して、ミラボ社をして当該行為を行う機能を提供させるよう求めることができ、IT 室は応じられない合理的な理由がない限り、当該求めに応じるものとします。
- 3 市区町村は、VRS において管理する情報を別の領域においてバックアップを行うものとします。

（IT 室の責任）

第６条 IT 室は、VRS の機能の提供（ミラボ社に委託する事項を含む。）及び VRS の

機能の提供のために市区町村に提供する専用端末（以下「V R S タブレット端末」という。）の利用により発生する事故を原因として市区町村又は第三者に発生した損害について、責任を負うものとします。ただし、市区町村（市区町村がV R S の機能を利用させる者を含む。次条及び第 8 条において同じ。）の故意又は重大な過失による場合を除きます。

- 2 I T 室は、市区町村のミラボ社に対する番号法に基づく監督について、第 2 条（1）に規定する関係に基づき、協力するものとします。

（情報到達の責任分界点）

第 7 条 市区町村から V R S へ送信された情報は、当該情報が V R S に記録された時に V R S に到達したものとみなします。

- 2 V R S から市区町村へ送信された情報は、当該情報が市区町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時に当該市区町村に到達したものとみなします。

（通信経路の責任分界点）

第 8 条 L G - W A N 回線を通信経路とする場合における I T 室の責任の範囲は、市区町村の回線と I T 室の準備した回線の接続地点から V R S までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、I T 室が責任を負うものとします。

- 2 L G - W A N 回線を通信経路とする場合における市区町村の責任の範囲は、市区町村の回線と I T 室の準備した回線の接続地点から市区町村までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、市区町村が責任を負うものとします。

- 3 インターネット回線を通信経路とする場合における I T 室の責任の範囲は、V R S タブレット端末から V R S までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、I T 室が責任を負うものとします。

- 4 本条の規定は、ミラボ社の責任を免責するものではありません。

（市区町村の責任）

第 9 条 市区町村は、次の各号に掲げる事項を遵守し、市区町村の職員その他の市区町村が V R S の機能を利用させる者（以下「システム利用者」という。）の V R S の利用を管理しなくてはならないものとします。

（1）V R S の効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること

（2）V R S が不正に利用されることのないよう、3 月 5 日事務連絡その他の I T 室が示

す手順に従い、管理するシステム利用者に関するＩＤ及びパスワード、その他ＶＲＳを利用するために必要な情報及びすべての機器を適切に管理し、またシステム利用者に適切に管理させること

(３)(２)のほか、情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること

(４)(２)のほか、システム利用者がＶＲＳを適切に利用するよう管理し、必要な指導及び監督を行うこと

２ 市区町村は、ＶＲＳタブレット端末の返却までの間においては、ＶＲＳタブレット端末を善良なる管理者としての注意をもって維持管理するものとします。なお、ＶＲＳタブレット端末についての取扱いは、必要に応じて別途合意又は方針を決定するものとします。

(緊急時の措置)

第１０条 ミラボ社は、ＩＴ室の指示又は国若しくは市区町村の利益のために緊急の必要がある場合、市区町村の同意なく、ＶＲＳの全部または一部の機能を停止することがあります。

(その他)

第１１条 本規約に記載がない事項又は記載事項の疑義については、ＩＴ室は市区町村の協議の求めに誠実に応じた上で、別に方針を示すものとします。

1. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約の随意契約理由

- 契約当事者は、複雑な予防接種スケジュールを自動調整できるといった予防接種の円滑化に必要な高度な技術を有するなど予防接種事務の専門的な知見を有すること、予防接種に関する管理等を行うためのシステム開発の実績を有する個人情報（マイナンバー含む）を取扱う高度なセキュリティを実装したシステムの開発等の実績を有することといった要件を具備すると判断されたこと、必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在せず、会計法第29条の3第4項に該当すると考えられたことから、本件契約の締結に至った。

2. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約書（抜粋）

支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 齊藤 馨（以下「甲」という。）と、株式会社ミラボ 代表取締役 谷川 一也（以下「乙」という。）とは、下記の条項によりワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式（以下「業務」という。）に関する契約を締結する。

記

（関係法令上の責任）

第17条 乙は、業務に従事する従業員に対する雇用者及び使用者として労働基準法の他、同従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し、甲に対し責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

（再委託の制限）

第20条 乙は、業務の全部又は主要部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、乙は、あらかじめ再委託申請書（別記様式）を、部局長を経由して甲に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認申請は、既に承認を受けた事項に変更を行う必要が生じた場合、又は再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合も同様とする。

4 再委託の内容が業務の主要部分でない場合（印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託である場合）は、前二項の承認を要しないものとする。

5 前三項の規定により、乙が第三者に再委託した場合において、当該再委託先の相手方（複数の段階で再委託が行われる場合の再委託の相手方を含む。以下同じ。）の行為は乙の行為とみなす。また、当該再委託の相手方は、乙が負っている本契約上の義務と同等の義務を負う。

(個人情報の取扱い)

第 22 条 乙は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「行政機関保有個人情報保護法」という。）に定める個人情報であって、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託されたもの（以下「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するように努めるものとする。

2 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。

4 乙は、行政機関保有個人情報保護法第 54 条により、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは罰則が課されることを認識し、また、乙において個人情報の取扱いの業務に従事する者に認識させなければならない。

3. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する仕様書（抜粋）

1 概要

(3) 基本事項

ニ その他

② 個人情報の取り扱い

本システムではマイナンバーを使って接種状況等の管理を補助する。

このため、マイナンバー法、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の規律に基づいて適切な安全管理及び個人情報保護措置を講じるとともに、政府のセキュリティガイドラインに沿って必要なサイバーセキュリティ対策を講じること。

特に、本システムに格納される個人情報は、住民登録のある自治体毎の管理とし、厳格なアクセス制御を行うこと。

③ ログの管理

アクセス記録やシステム稼働状況等のログを継続的に取得・保存し、必要に応じて、逐次状況把握を行うことで、処理数の把握やトラブル時の緊急対応等に資する仕組みを実装する。

2. 機能要件

(13) 不正操作対策

画面入力する場合、不正な入力を防止する機能を実装すること。
詳細は別途当室を協議の上、決定すること。

3. 作業の実施内容に関する事項

(3) 情報セキュリティ

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」(サイバーセキュリティ戦略本部決定)に準拠して必要なセキュリティ対策を講じること(以下基本事項)。

イ 不正アクセスの防止や万が一侵入された場合のログ等の証跡を蓄積するとともに、検知・通知を行えるようにすること。

ロ セキュリティパッチ等の適用を適宜正確かつ迅速に行うこと。

ハ 脆弱性が生じないよう留意して設計・開発し、リリース前及び定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにすること。

ニ 不正行為の検知発生原因の特定に用いるために、ワクチン接種管理システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、契約終了後1年間保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能(ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等)を備えること。

ホ ログの改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護(消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減)のための措置を含む設計とすること。

ヘ 想定されるサプライチェーン・リスクを分析・評価し、それに対する軽減策を講じること。

(4) 情報セキュリティ監査

イ 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、当室が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、当室が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報セキュリティ監査を受注者は受け入れること。

ロ 本システムに当室の意図しない変更が行われる不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、委託元及び委託元が指定する組織等と連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制を当室が書類等で確認できること。

ハ 再委託を行う場合は、再委託先において意図せざる変更が加えられないための管理体制について当室の確認(立入調査)を随時受け入れること。

(5) 情報セキュリティの管理体制について

イ 情報システムの設計、構築、運用、保守工程において、当室の意図しない変更や機

密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。

ロ 当室の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を当室との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。また、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、提出すること。

ハ 情報システムに当室の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当室と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、運用・保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、発注先から要求された場合には提出させるようにするなど）を整備していること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を当室との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。

情報システムの開発・構築等の各工程において、情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。

ニ 各工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。

ホ 脆弱性検査等のテストの実施が確認できること。

ヘ 各工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。

ト 不正な変更が発見された場合に、当省と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。

チ 受注者は、本件業務の全部を一括して、第三者に再委託してはならない。また、受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、受注者は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面を当室に提出し、承認を得なければならない。

リ 前項は、受注者が再委託先を変更する場合その他の事由により、当室から承認を受けた内容を変更する場合において準用する。

ヌ 当室の許可なく、作業の一部又は全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、当室が許可した場合には、受注者は、当室との契約上受注者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、受注者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、当室に報告すること。

ル 委託事業において取り扱う情報について、再委託先が閲覧することがないように、

受注者は情報を厳重に管理すること。やむを得ず、再委託先において委託事業に係る情報を閲覧する必要がある場合には、受注者は、事前に当室の担当者と調整し、指示に従うこと。再委託先に対しては、適切な閲覧（アクセス）権限管理を実施するとともに、情報の取扱いを含む包括的な秘密保持契約を締結する、作業の都度情報の取扱いについて調整するなどの手続方法について合意すること。

ヲ 受注者は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

ワ 受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持を含む。）及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について当室の承認を得なければならない。

カ 受注者は、本契約の一部を再委託するときは、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定することが望ましい。

(6) 情報セキュリティに係る資料の提出

イ 受注者は、資本関係・役員の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格など）・実績及び国籍に関する情報について当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ロ 委託事業の運用に係る要員を限定すること。また、全ての要員の所属、専門性（資格など）、実績及び国籍について当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。委託事業の実施期間中に要員を変更する場合は、事前に当室の担当者へ連絡し、許可（又は確認）を得ること。

ハ 運用に係る者の所属（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、委託事業に従事する全ての要員）、実績（経験年数、資格等）及び国籍について当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ニ 再委託を行う場合には、受注者は、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について、当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ホ 前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性（資格等）、実績及び国籍についての情報を、当室の担当者に提出し、許可（又は確認）を得ること。

ヘ 再委託を行う場合、受注者は、再委託先の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格など）・実績・国籍等に関する情報の提供を当室との協議の上、必要と判断された場合は行うとともに、再委託した事業に対して意図せざる変更が加えられないための十分な管理体制がとられることを当室の担当者に報告し、許可（又は確認）を得ること。

4. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書

契約担当官 会計担当内閣参事官 齋藤 馨（以下「甲」という。）と株式会社ミラボ（以下「乙」という。）が令和 3 年 2 月 17 日付で締結した、ワクチン接種記録システム（以下「本システム」という。）の開発・運用保守業務一式に関する契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての特定個人情報等の取扱いについては、本覚書によるものとする。

（本覚書の目的）

第 1 条 本覚書は、本契約の仕様書 1（3）ニ②「個人情報の取り扱い」において、乙が「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関保有個人情報保護法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の規律及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（平成 26 年 12 月 18 日個人情報保護委員会）に基づき講ずべき安全管理及び個人情報保護措置の具体的内容を確認する目的で締結する。

（定義）

第 2 条 本覚書における個人情報とは、乙が収集する情報のうち、行政機関保有個人情報保護法第 2 条第 2 項に規定する個人情報をいう。

2 本覚書における特定個人情報とは、乙が収集する情報のうち、番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

3 本覚書における特定個人情報等とは、第 1 項に規定する個人情報及び第 2 項に規定する特定個人情報をいう。

（業務等の特殊性の確認）

第 3 条 本システムの運用・保守に当たって、乙が取得する特定個人情報等は、本システムの利用者たる地方公共団体から直接、乙に対し提供されるものであり、甲が乙に対し提供するものではないことを確認する。

2 乙は、地方公共団体から提供を受けた特定個人情報等を本契約及び本覚書に従って管理するものとする。

（特定個人情報等の取扱い）

第4条 乙は、特定個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人、甲、及び地方公共団体の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

2 乙は、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、これらの者以外に特定個人情報等を取り扱わせてはならない。

(管理体制等の報告)

第5条 乙は、特定個人情報等について、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、管理及び実施体制を書面(別紙様式1)により報告し、甲の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

(秘密の保持)

第6条 乙は、特定個人情報等を第三者(当該特定個人情報等を提供した地方公共団体自身は除く)に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(適正な管理のための措置)

第7条 乙は、特定個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集及び保管)

第8条 乙は、業務等を処理するために個人情報等を収集するとき(地方公共団体から提供を受ける場合を含む。以下、同じ。)は、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集し、これを保管しなければならない。

2 乙は、業務等を処理するために特定個人情報を収集するとき(地方公共団体から提供を受ける場合を含む。以下、同じ。)は、番号法の定める方法により収集し、これを保管しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第9条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、番号法の定めるときを除き、特定個人情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持出し等について)

第 10 条 乙は、個人情報へのアクセスの管理、個人情報の持出し手段の制限、外部からの不正なアクセスの防止のための措置その他の個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(複写等の禁止)

第 11 条 乙は、甲の指示又は承諾があるとき若しくは番号法の定めるところにより業務等进行处理するために行政機関等に提供するときを除き、特定個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第 12 条 乙は、甲の承諾があるときを除き、特定個人情報等を取扱う業務等について、他に委託し又は請け負わせ(他に委託を受ける者又は請け負いを受ける者が乙の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)てはならない。

2 乙は、前項の規定に基づき他に委託し、又は請け負わせる場合には、その委託を受ける者又は請け負いを受ける者に対して、本特約条項に規定する乙の義務を負わせなければならない。

3 前 2 項の規定は、第 1 項の規定に基づき委託を受けた者又は請け負いを受ける者が更に他に委託し、又は請け負わせる場合、その委託を受けた者又は請け負いを受ける者が更に他に委託し、又は請け負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第 13 条 乙は、乙自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに当該特定個人情報等を提供した地方公共団体に返還し又は引渡さなければならない。

2 乙は、特定個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、甲又は当該特定個人情報等を提供した地方公共団体の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第 14 条 乙は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第 15 条 乙は、特定個人情報等の管理の状況について、甲が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が 1 年以上の場合においては契約の始期から 6 か月後の月末までに(以降は、直近の報告から 1 年後の月末までに)、書面(別紙様式 2)により報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の報告その他特定個人情報等の管理の状況について調査(実地検査を含む。以下同じ。)することができ、乙はそれに協力しなければならない。なお、甲は、必要に応じて地方公共団体に甲の代わりに調査を行わせることができるものとする。

3 乙は、第 1 項の報告の確認又は前項の調査の結果、特定個人情報等の管理の状況について、甲が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 16 条 甲は、乙が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(本契約との関係)

第 17 条 本覚書は、本契約の効力を失わせるものではなく、双方ともに効力を有するものとする。ただし、本契約と本覚書で明らかな矛盾がある場合は、本覚書が優先するものとする。

2 個人情報に関する本契約第 22 条は、本覚書に矛盾しない範囲で、特定個人情報にも準用されるものとする。この場合において、同条第 4 項に記載の「行政機関保有個人情報保護法第 54 条」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 49 条」と読み替えるものとする。

(管轄合意)

第 18 条 本覚書に関連する紛争に関する第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

上記覚書を証するため本覚書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

(契約締結日、当事者の署名・押印 略)

滝総第0525006号
令和3年5月25日

滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 松下 壽夫 様

滝沢市長 主濱 了



滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会への報告事項について
このことについて、次のとおり滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に報告します。

報告第1号 令和2年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について
(別紙)

報告第 1 号

令和 2 年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

令和 2 年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について、滝沢市行政情報公開条例（平成 9 年滝沢村条例第 8 号）第 29 条並びに滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 6 条第 3 項、第 4 項及び第 29 条の規定により、次のとおり滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に報告するものとする。

令和 3 年 5 月 25 日提出

滝沢市長 主濱 了

1 行政情報公開制度の運営状況

(1) 行政情報の公開請求状況及び請求に対する決定等 37 件

No.	受付日 決定通知日 処理結果	公開請求の内容	所管課等	非公開理由等 (要旨)
1	R2.4.3 全部公開であることから、条例第 7 条第 1 項の規定により、口頭により通知した。 公開	令和 2 年 3 月会議における滝沢市常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて（議案第 18 号）	総務課	—
2	R2.4.6 R2.4.8 部分公開	企業から寄付を受けた八幡平市の保養所、その経緯とその後のどのようになっているかわかるもの	財務課	法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより偽造、悪用される等、正当な利益を害するおそれがあるため。
3	R2.6.4 R2.6.12 公開	申請者の亡母の現存する検査結果すべて	健康推進課	—
4	R2.6.12 R2.6.17 公開	令和 2 年度配水管布設替（湯舟沢地区）工事及び令和 2 年度配水管整備（千が窪地内）工事に係る設計書一式	水道整備課	—
5	R2.6.15 R2.6.23 部分公開	林地台帳 CSV（エクセル）データ、林地台帳地図 Shape データ	農林課	農林水産省令により、公表することが適当ではないとされているため。
6	R2.6.30 R2.7.6 公開	令和 2 年度市道第 3 土沢線耳取橋橋梁補修工事に係る設計書一式	道路課	—

7	R2.7.9 R2.7.15 公開	令和2年度汚水渠子枝線工事の金入・単価等の設計図書	下水道課	—
8	R2.7.20 R2.7.30 公開	令和2年度配水管整備（綾織地区）工事に係る設計書一式	水道整備課	—
9	R2.8.26 R2.9.1 公開	令和2年度滝沢市東部体育館改修（建築）工事の金入・単価等の設計図書	生涯学習スポーツ課	—
10	R2.10.9 R2.10.19 公開	2020年1月分の滝沢市議工藤勝則氏に支払われた報酬額と2020年1月会議での出欠状況について	議会事務局 議事総務課	—
11	R2.10.14 R2.10.20 部分公開	2019年中の登記異動修正済の地番図shapeデータ	税務課	家屋（外形・家屋番号）のshapeデータでのファイルが不存在のため
12	R2.10.9 R2.10.23 部分公開	2017年11月16日の請求者との電話内容、滝沢中央小学校建設に係る協議内容及び建設業者との連絡等に関する書類	教育総務課	1. 特定の個人が識別され、又は識別され得る恐れがあるため 2. 文書不存在
13	R2.10.19 R2.11.2 部分公開	2017年11月16日以降の滝沢中央小学校建設事業に係る関係者間の連絡調整等に関する書類	教育総務課	1. 文書不存在 2. 特定の個人が識別され、又は識別される恐れがあるため
14	R2.10.23 R2.11.4 公開	工藤勝則前市議の2020年1月分の議会運営委員会での出欠状況について	議事総務課	—
15	R2.10.23 R2.11.6 非公開	滝沢中央小学校新築工事に係る2017年11月16日の請求者からの電話を受けた後の対応及び2017年11月23日以降の対応等に関する書類	教育総務課	不存在（1. 口頭による協議、決定のため、2. 当該事実について確認できる文書を作成していないため）
16	R2.10.27 R2.11.2 公開	次の業務委託（当初）に係る金入り設計書一式（総括表、積算内訳書、代価表、単価表） ・令和2年度 大釜排水区雨水施設測量調査設計業務（開札日：令和2年5月21日）	河川課	—
17	R2.10.27 R2.11.9 公開	次の業務委託（当初）に係る金入り設計書一式（総括表、積算内訳書、代価表、単価表） ・令和2年度 柳沢高区第2排水池基本設計業務（開札日：令和2年9月25日） ・令和2年度 配水管布設工事実施設計その2業務（開札日：令和2年10月8日）	水道整備課	—
18	R2.10.27 R2.11.10 公開	栄屋ラーメンから滝沢中央小学校建設工事車両通過のお知らせ等の書類	企画政策課	—

19	R2.10.27 R2.11.10 公開	栄屋ラーメンから滝沢中央小学校建設工事車両通過のお知らせ等の書類	教育総務課	—
20	R2.10.27 R2.11.10 非公開	2013年9月30日、10月1日、10月4日、10月8日の請求者と前柳村典秀市長の滝沢中央小学校用地取得の地権者説明の記録	企画政策課	不存在（1．保存年限経過による廃棄、2．物理的に文書が存在しない）
21	R2.10.27 R2.11.10 非公開	2013年9月30日、10月1日、10月4日、10月8日の請求者と前柳村典秀市長の滝沢中央小学校用地取得の地権者説明の記録	教育総務課	不存在（文書を作成していないため）
22	R2.11.2 R2.11.16 非公開	令和2年11月2日に情報公開請求で公開を受けた書類を小学校建設業者へ情報提供した期日並びに平成29年11月16日から12月13日までの市職員の小学校建設に出向した日報の記録	教育総務課	不存在（口頭のみによる協議・確認のため、口頭による復命及び旅行命令書・復命書の保存年限経過による廃棄のため）
23	R2.11.18 R2.12.2 公開	請求者が令和2年11月2日に情報公開請求で交付された書類の別紙回答メール参照の部分	教育総務課	—
24	R2.11.18 R2.11.27 公開	2013年9月19日の全員協議会の議事録の写し	議事総務課	—
25	R2.11.24 R2.12.4 部分公開	入札日：平成29年8月3日 「平成29年度滝沢総合公園長寿命化計画策定業務」にかかる成果品 『公園施設長寿命化計画報告書 A4判簡易製本』1刷の全ページのコピー	都市政策課	当該成果品の第三者の見積書（写し）は、業務に係る見積であるため、公開することにより、競争性・公平性が損なわれるおそれがあるため。
26	R2.11.27 R2.12.8 公開	令和2年度の市が定めた設計単価が分かるもの 対象：水道整備課	水道整備課	—
27	R2.11.27 R2.12.9 公開	2013年9月19日の全員協議会の説明資料	議事総務課	—
28	R2.11.30 R2.12.8 公開	令和元年度 市道畜産試験場柳沢線 道路改良舗装工事その7工事 発注設計書	道路課	—
29	R2.12.2 R2.12.16 部分公開	平成26年4月～平成31年3月までに、滝沢中央小学校工事に関係する業者が市役所に来て、話し合いをした概要書、説明資料	教育総務課	特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるため
30	R2.12.4 R2.12.14 公開	令和元年度汚水滝沢駅前技線工事に関する文書	下水道課	—
31	R2.12.9 R2.12.22 公開	平成25年10月16日滝沢村議会全員協議会資料	議事総務課	—

32	R2.12.25 R3.1.6 公開	令和元年度汚水滝沢駅前技線工事に関する文書（建込み簡易土留賃料等及び軽量鋼矢板賃料（支保工含む）の算出資料（数量計算書等））	下水道課	—
33	R3.1.6 R3.1.13 部分公開	滝沢公共下水道計画的改築事業実施のための検討業務公募型プロポーザルにおける最優秀者及び次点者の獲得点数内訳	下水道課	1. 公開することで、評価項目ごとに優劣を示すこととなり、当該法人の今後の同種の事業に不利益を与えるおそれがあるため。 2. 公開することにより、今後同種の選定を行う場合、事業者の能力を正確に把握し、適切な委託事業を行う場合、事業者の能力を正確に把握し、適切な委託事業者を選定するためのプロポーザル方式による業者選定作業に著しい支障を及ぼすおそれがあるため
34	R3.1.22 R3.1.27 公開	平成30年度市道畜産試験場柳沢線道路改良舗装その5（当初）の準備費に関する金入り設計書（内1号、内2号、単44～単55号）	道路課	—
35	R3.2.1 R3.2.12 公開	（1）室小路1・2・3号公園の面積と遊具配置図等 （2）令和2年に申請された新室小路公民館の建設予定図の概要・図面等（場所・詳細・図面等）	（1）都市政策課 （2）地域づくり推進課	—
36	R3.2.8 R3.2.19 公開	地籍調査（国土調査）に関連するシステム導入についての情報（導入メーカー、導入ソフト名、落札年月（導入年月）、落札業者、契約形態（①リース契約又は②買取）、料金（①リース：賃貸借使用料、②買取：年間保守料金〔令和2年度〕））	河川課	—
37	R3.3.15 R3.3.29 部分公開	令和2年12月16日付情報公開開示文書中に記載されている「地質調査報告書」及び「基本設計説明書」	教育総務課	1. 特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるため 2. 当該成果品の第三者の見積書は業務に係る見積であり、公開することで競争上の正当な利益を侵害する

			おそれがあるため 。
--	--	--	---------------

※No. 11、26、34及び36は、行政情報の任意公開の申出によるもの

(2) 審査請求 0件

2 個人情報保護制度の運営状況

(1) 個人情報取扱事務の登録状況等

ア 新規登録 17件

- (ア) 滝沢市光伝送路支障移転工事
- (イ) 滝沢市特別定額給付金給付事業
- (ウ) ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業関連事務
- (エ) 公共交通回数券購入等補助事務
- (オ) 新型コロナウイルス感染症対応に係る学生応援事業
- (カ) 健幸アンバサダー養成講座の申請受付及び認定事務
- (キ) 滝沢市赤ちゃん応援特別給付金給付事業
- (ク) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等に係る申請及び支給事務
- (ケ) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金に係る申請及び支給事務
- (コ) 地域と企業が共創する産業振興のための地域状況調査事務
- (サ) 児童の現況確認事務
- (シ) 県立公園事業評価に伴う公園利用実態調査
- (ス) 新成人りんご贈答事務
- (セ) 健幸ウォーキングトライアル事業の参加受付及び参加者管理事務
- (ソ) 新型コロナウイルスワクチン接種事業
- (タ) 低未利用土地等確認申請に関する事務
- (チ) 健幸政策SWC-AI事業

イ 登録内容変更 33件

ウ 廃止 1件

(2) 目的外利用及び外部提供の状況

- ア 目的外利用課等 変更 0件
- イ 目的外利用先 新規 7件
変更 12件
- ウ 外部提供先 新規 0件
変更 0件

(3) 自己情報の開示請求 3件

No.	受付日 決定通知日 処理結果	公開請求の内容	所管課等	非公開理由等 (要旨)
1	R2.12.04 R2.12.18 部分開示	下記2件に係る市内小学校からの報告書 1 市内小学校において、請求者が同小学校の児童に木の棒で背中を叩かれた件 2 市内小学校からの下校時に、請求者が歩いていたところ、同小学校の児童に	教育委員会 事務局学校 教育指導課	1. 個人の氏名、住所、年齢、発言、その他情報を開示することにより、個人が特定され

		右膝等に怪我を負わされた件		、当該個人の発言等が他人に知られることによる今後の対人関係への悪影響等の当該個人にとっての不利益が生じるおそれがあるため。 ２．市及び市以外の機関が行う事務の内容を開示することにより、当該市以外の機関の信頼が損なわれる等、今後の事務の円滑な執行に支障をきたすおそれがあるため。
2	R03.02.01 R03.02.15 部分開示	新設小学校地権者説明会会議（平成２５年１０月６日）の記録	教育委員会 事務局教育 総務課	特定の個人が識別され、又は識別されるおそれがあるため。
3	R03.03.01 R03.03.04 非開示（不存在）	平成２９年１１月１６日の請求者とのやり取りを記した電話受付票	教育委員会 事務局教育 総務課	不存在（口頭のみによる伝達のため）

（４）特定個人情報の利用停止請求 ０件

（５）審査請求 ０件

別紙1 令和元年度中に新規登録した事務

個人情報取扱事務 の名称	所管課等	登録年月日	目的外利用事務 の所管課等	外部提供先	理 由
滝沢市光伝送路支障移転 工事	企業振興課	令和2年4月1日	—	—	工事の実施に当たり、関係する地権者の情報を収集したいた め。
滝沢市特別定額給付金給 付事業	総務課	令和2年5月8日	—	—	特別定額給付金を給付するため。
ひとり親世帯臨時特別給 付金給付事業関連事務	児童福祉課	令和2年6月1日	—	—	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業関連業務を行うため
公共交通回数券購入等補 助事務	都市政策課	令和2年7月6日	—	—	公共交通回数券購入等補助金交付事務のため
新型コロナウイルス感染 症対応に係る学生応援事 業	企画政策課	令和2年7月14日	—	—	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた学生に対し、 学業の維持継続を目的とした給付金の給付を行うための事務 において氏名や住所等の確認を行う必要があるため。
健幸アンバサダー養成講 座の申請受付及び認定事 務	健康づくり政策 課	令和2年7月21日	—	健康アンバサ ダーを認定する 関係機関	健幸アンバサダー養成講座の開催に係る申請者管理及び養成 講座を受講した者を健幸アンバサダーとして認定するための 受講者情報の収集と管理並びに健幸アンバサダーを認定する 関係機関への外部提供を行うため
滝沢市赤ちゃん応援特別 給付金給付事業	児童福祉課	令和2年8月11日	—	—	滝沢市赤ちゃん応援特別給付金の給付に関する事務を行うた め
母子家庭等高等職業訓練 促進給付金等に係る申請 及び支給事務	児童福祉課	令和2年8月17日	—	—	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等に係る申請及び支給事 務を行うため
母子家庭等自立支援教育 訓練給付金に係る申請及 び支給事務	児童福祉課	令和2年8月17日	—	—	母子家庭等自立支援教育訓練給付金に係る申請及び支給事務 を行うため

個人情報取扱事務 の名称	所管課等	登録年月日	目的外利用事務 の所管課等	外部提供先	理 由
地域と企業が共創する産業振興のための地域状況調査事務	企業振興課	令和2年8月24日	—	—	地域課題解決のため地域状況調査に係るアンケート用紙を市内居住者へ郵送送付する際に宛先情報が必要であるため。
児童の現況確認事務	児童福祉課	令和2年10月1日	—	—	児童虐待防止対策の抜本的強化により児童の現況を確認するため
県立公園事業評価に伴う公園利用実態調査	都市政策課	令和2年10月12日	—	—	岩手県立広域公園について、社会資本整備総合交付金交付要綱による事業評価書作成にあたり、自治体住民への利用実態を調査する必要があることから登録するもの。
新成人りんご贈答事務	農林課	令和2年11月27日	—	—	新型コロナウイルス感染症対策として、新成人にりんごを贈答する事業を実施するため
健幸ウォーキングトライアル事業の参加受付及び参加者管理事務	健康づくり政策課	令和2年12月22日	—	—	健幸ウォーキングトライアル事業の実施に伴い、事業参加申込者及び参加者の個人情報の管理並びに収集に係る個人情報取扱登録を行うため
新型コロナウイルスワクチン接種事業	健康推進課	令和3年1月13日	—	—	市民への新型コロナウイルスワクチン接種を実施するため。
低未利用土地等確認申請に関する事務	都市政策課	令和3年2月10日	—	—	低未利用土地等確認書の交付のため。
健幸政策SWC-A I 事業	健康づくり政策課	令和3年3月19日	—	委託業者	市の健康課題解決に向けた分析を行う際に個人情報を取扱うため

別紙2 令和元年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
特別児童扶養手当支給事務	地域福祉課	令和2年4月1日	目的外利用の根拠法令に「統計法に基づく一般統計調査」を、目的外利用先に「児童福祉課」を追加
地籍調査事業	都市政策課から河川課に移管	令和2年4月1日	・個人番号利用の有無を「無」に変更 ・個人情報保護責任者に「都市整備部河川課長」を追加 ・所管課等を「都市政策課」から「都市整備部河川課」に変更（事務移管）
児童手当給付事業事務	児童福祉課	令和2年5月8日	目的外利用の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その利用先に「総務課（滝沢市特別定額給付金給付事業）、児童福祉課（子育て世帯臨時給付金給付事業）」を追加
収納管理事務	収納課	令和2年5月8日	目的外利用を「有」に変更し、目的外利用の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その利用先に「総務課（滝沢市特別定額給付金）」を追加
水道料金等関係事務	水道総務課	令和2年5月8日	目的外利用の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その利用先に「総務課（滝沢市特別定額給付金給付事業）」を追加
乳幼児保健指導事業事務	健康推進課	令和2年6月4日	・個人情報項目名に「乳幼児健診情報」を追加 ・個人情報の収集の「条例第7条第3項第1号（法令等）」該当とし、その収集先及び根拠法令として「国及び他の市町村（母子保健法及び番号法別表第二）」を追加 ・オンライン結合を「有」（審議会承認第1号平成27年11月24日）に変更 ・目的外利用の「条例第8条第1項第1号（法令等）」該当とし、その根拠法令に「母子保健法、番号法別表第二」を、利用先に「国と他の市町村、乳児若しくは幼児の保護者」を追加 ・目的外利用の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その利用先に「乳児若しくは幼児」を追加 ・外部提供の「条例第8条第1項第1号（法令等）」該当とし、その法令名に「母子保健法、番号法別表第二」を、提供先に「国、他の市町村、乳児若しくは幼児の保護者」を、項目名に「乳幼児健診情報」を追加 ・外部提供の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その提供先に「乳児若しくは幼児」を、項目名に「乳幼児健診情報」を追加 ・公文書の保管期限を10年に変更

別紙2 令和元年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
妊産婦保健指導事業事務	健康推進課	令和2年6月4日	・個人情報項目名に、「妊婦健診情報」を追加 ・個人情報の収集に条例第7条第3項第1号（法令等）該当を追加し、その収集先及び根拠法令に「国及び他の市町村（母子保健法及び番号法別表第二）」を追加 ・オンライン結合を「無」から「有」に変更（審議会承認第1号平成27年11月24日） ・目的外利用の「条例第8条第1項第1号（法令等）」該当とし、その根拠法令に「母子保健法、番号法別表第二」を、利用先に「国と他の市町村、妊産婦の配偶者」を追加 ・目的外利用の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、利用先に「妊産婦」を追加 ・外部提供の「条例第8条第1項第1号（法令等）」該当とし、その根拠法令に「母子保健法、番号法別表第二」を、提供先に「国、他の市町村、妊産婦の配偶者」を、項目名に「妊婦健診情報」を追加 ・外部提供の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その提供先に「妊産婦」を、項目名に「妊婦健診情報」を追加 ・公文書の保管期限を10年に変更
農地台帳の整備及び情報の提供に関する事務	農業委員会事務局	令和2年6月23日	・個人情報の項目名に「農地の所在地」、「農業経営に関する情報」を追加 ・外部提供の範囲に条例第8条第1項第1号該当を追加し、その根拠法令に「農地法第52条」を、提供先に「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構」を、項目名に「年齢、性別、農地の所在地、農業経営に関する情報」を追加
国民年金事務	保険年金課	令和2年7月14日	・個人情報取扱事務の根拠法令等に「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律」を追加 ・個人情報記録から検索し得る個人の類型（収集対象者）を「20歳以上の国民年金加入市民および無拠出制年金受給市民の個人情報」から「20歳以上の国民年金加入市民並びに無拠出制年金受給市民及びその世帯員の個人情報」に変更 ・個人情報の項目名に「国籍・本籍」、「在留期間・在留資格」及び「納税額等状況」を追加 ・収集先及び収集の方法条例第7条第3項第1号（法令等）の根拠法令に「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律」を追加 ・外部提供の条例第8条第1項第1号該当の根拠法令に「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律」を追加 ・外部提供の条例第8条第1項第2号（本人同意）を該当なしに変更（提供先及び項目名を削除）

別紙２ 令和元年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
住民基本台帳	市民課	令和3年7月8日	目的外利用先の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その利用先に「庁内関係各課」を追加
新型コロナウイルス感染症対応に係る学生応援事業	企画政策課	令和2年7月20日	収集先及び収集の方法の「条例第7条第3項第2号（本人同意）」とし、その具体的方法に「申請書による本人同意」を追加
収納管理事務	収納課	令和2年8月17日	目的外利用の条例第8条第1項第2号（本人同意）該当に「児童福祉課」を追加
被災者生活再建支援事業	地域福祉課	令和2年9月11日	個人番号（マイナンバー）利用の有無を「有」に変更し、その根拠法令等に「番号法第9条第1項別表第1の第69項」を追加
滝沢市新成人のつどい開催事業	教育委員会事務局生涯学習スポーツ課	令和2年11月27日	目的外利用を「有」に変更し、「条例第8条第1項第4号（審議会承認）第2号平成10年3月23日該当」とし、その利用先に「農林課」を、本人通知の省略の根拠に「審議会承認第2号平成10年3月23日」を追加
空家等対策推進事業	都市政策課	令和2年12月4日	・取扱目的を「空家等の所有者等を特定するため。」から「空家等に関する施策を推進するため。」に変更 ・個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)を「空家等の所有者等を特定するため。」から「空家等の所有者若しくは管理者又は空家等を利活用しようとする者」に変更 ・個人情報を取り扱う目的を「空家等の所有者等を特定するため。」から「空家等に関する施策を推進するため。」に変更 ・収集先及び収集の方法の条例第7条第3項第1号（法令等）該当の具体的方法等を「法第10条第1項 固定資産税等を担当課に照会する」から「固定資産税等の情報を担当課に照会する」に、条例第7条第3項第2号（本人同意）該当の具体的方法等を「空家等を活用しようとする者から収集する」から「空家等の所有者等又は利活用希望者から収集する」に変更 ・外部提供の条例第8条第1項第2号（本人同意）該当の提供先を「空家等所有者等」から「空家等の所有者等又は利活用希望者」に、項目名を「空家等を活用しようとする者の氏名又は名称、住所及び連絡先等」から「空家等の所有者等又は利活用希望者の氏名又は名称、住所及び連絡先等」に変更 ・個人情報取扱事務の委託を「無」から「有」に変更し、その根拠に審議会承認「第5号令和2年3月10日」を追加
個人市県民税賦課事務	税務課	令和2年12月7日	・目的外利用の条例第8条第1項第2号（本人同意）該当の利用先に「農林課」を追加

別紙2 令和元年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
固定資産評価・課税業務（土地）	税務課	令和3年2月19日	・電子計算機処理のシステム名に「統合型地理情報システム」を追加 ・文書目録の文書に「統合型地理情報システム」（磁気ディスク・テープ等）を追加
健幸ウォーキングトライアル事業	健康づくり政策課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務名称を「健幸ウォーキングトライアル事業の参加受付及び参加者管理事務」から「健幸ウォーキングトライアル事業」に変更 ・オンライン結合による提供の審議会承認に「（審議会承認第3号 令和3年3月19日）」を追加 ・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「（審議会承認第3号 令和3年3月19日）」を追加
新型コロナウイルスワクチン接種事業	健康推進課	令和3年3月19日	・オンライン結合による提供の審議会承認に「審議会承認第1号令和3年3月19日」を追加 ・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第1号令和3年3月19日」を追加
市税の滞納整理及び滞納処分事務	収納課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
収納管理事務	収納課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
納税情報の管理事務	収納課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
滝沢市クレジット収納事務	収納課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第6号令和3年3月19日」を追加
国民健康保険税賦課事務	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
法人市民税賦課事務	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
軽自動車税賦課事務	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加

別紙2 令和元年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
個人市県民税賦課事務	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
固定資産評価・課税業務（償却資産）	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
固定資産評価・課税業務（家屋）	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
固定資産評価・課税業務（家屋）	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
下水道事業等事務	下水道課	令和3年3月23日	・電子計算機処理のシステム名に「統合型地理情報システム」を追加
公共下水道供用開始通知事務	下水道課	令和3年3月23日	・電子計算機処理のシステム名を「下水道台帳システム（ASSESⅢ）」から「下水道管理システム及び統合型地理情報システム」に変更
空家等対策推進事業	都市政策課	令和3年3月25日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第4号令和3年3月19日」を追加

14

[illegible]

別紙 4 令和元年度中に目的外利用課等の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	利用課等（旧）	利用課等（新）	目的外利用等をする事務の名称
特別児童扶養手当支給事務	地域福祉課	令和2年4月1日	—	児童福祉課	福祉行政報告例報告書作成業務
住民基本台帳事務	市民課	令和2年5月8日	庁内関係各課	庁内関係各課	滝沢市特別定額給付金給付事業
児童手当給付事業事務	児童福祉課	令和2年5月8日	—	総務課（滝沢市特別定額給付金給付事業）、児童福祉課	滝沢市特別定額給付金給付事業
児童手当給付事業事務	児童福祉課	令和2年5月8日	—	総務課（滝沢市特別定額給付金給付事業）、児童福祉課	子育て世帯臨時給付金給付事業
収納管理事務	収納課	令和2年5月8日	—	総務課（滝沢市特別定額給付金給付事業）	滝沢市特別定額給付金給付事業
水道料金等関係事務	水道総務課	令和2年5月8日	—	総務課（滝沢市特別定額給付金給付事業）	滝沢市特別定額給付金給付事業
ひとり親家庭医療費給付事業	保険年金課	令和2年6月1日	生活福祉課	生活福祉課、児童福祉課	ひとり親世帯臨時特別給付事業関連事業
住民基本台帳事務	市民課	令和2年6月1日	庁内関係各課	庁内関係各課	ひとり親世帯臨時特別給付事業関連事業
個人市県民税賦課事務	税務課	令和2年6月1日	企画政策課、都市政策課	企画政策課、都市政策課、児童福祉課	ひとり親世帯臨時特別給付事業関連事業
住民基本台帳事務	市民課	令和2年7月8日	庁内関係各課	庁内関係各課	公共交通回数券購入等補助事務
住民基本台帳事務	市民課	令和2年7月30日	庁内関係各課	庁内関係各課	新型コロナウイルス感染症に係る学生支援事業における学業支援給付金事務
住民基本台帳事務	市民課	令和2年8月11日	庁内関係各課	庁内関係各課	滝沢市赤ちゃん応援特別給付金給付事業関連業務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	利用課等（旧）	利用課等（新）	目的外利用等をする事務の名称
納税情報の管理事務	収納課	令和2年8月17日	保険年金課、下水道課	保険年金課、下水道課、 <u>児童福祉課</u>	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等に係る申請及び支給事務及び母子家庭等自立支援教育訓練給付金に係る申請及び支給事務
住民基本台帳事務	市民課	令和2年8月24日	庁内関係各課	庁内関係各課	地域と企業が共創する産業振興のための地域状況調査事務
介護保険賦課及び徴収管理事務	保険年金課	令和2年10月9日	庁内関係各課	庁内関係各課	国民年金事務
住民基本台帳事務	市民課	令和2年10月22日	庁内関係各課	庁内関係各課	県立公園事業評価に伴う公園利用実態調査
滝沢市新成人のつどい開催事業	教育委員会生涯学習スポーツ課	令和2年11月27日	—	<u>農林課</u>	新成人りんご贈答事務
個人市県民税賦課事務	税務課	令和2年12月7日	高齢者支援課、教育総務課、地域福祉課、生活福祉課、児童福祉課、商工観光課、健康推進課、下水道課	高齢者支援課、教育総務課、地域福祉課、生活福祉課、児童福祉課、商工観光課、健康推進課、下水道課、 <u>農林課</u>	中山間地域等直接支払交付金事業関連事務

[illegible]

別紙1 令和2年度中に新規登録した事務

個人情報取扱事務 の名称	所管課等	登録年月日	目的外利用事務 の所管課等	外部提供先	理 由
滝沢市光伝送路支障移転 工事	企業振興課	令和2年4月1日	—	—	工事の実施に当たり、関係する地権者の情報を収集したいた め。
滝沢市特別定額給付金給 付事業	総務課	令和2年5月8日	—	—	特別定額給付金を給付するため。
ひとり親世帯臨時特別給 付金給付事業関連事務	児童福祉課	令和2年6月1日	—	—	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業関連業務を行うため
公共交通回数券購入等補 助事務	都市政策課	令和2年7月6日	—	—	公共交通回数券購入等補助金交付事務のため
新型コロナウイルス感染 症対応に係る学生応援事 業	企画政策課	令和2年7月14日	—	—	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた学生に対し、 学業の維持継続を目的とした給付金の給付を行うための事務 において氏名や住所等の確認を行う必要があるため。
健幸アンバサダー養成講 座の申請受付及び認定事 務	健康づくり政策 課	令和2年7月21日	—	健康アンバサ ダーを認定する 関係機関	健幸アンバサダー養成講座の開催に係る申請者管理及び養成 講座を受講した者を健幸アンバサダーとして認定するための 受講者情報の収集と管理並びに健幸アンバサダーを認定する 関係機関への外部提供を行うため
滝沢市赤ちゃん応援特別 給付金給付事業	児童福祉課	令和2年8月11日	—	—	滝沢市赤ちゃん応援特別給付金の給付に関する事務を行うた め
母子家庭等高等職業訓練 促進給付金等に係る申請 及び支給事務	児童福祉課	令和2年8月17日	—	—	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等に係る申請及び支給事 務を行うため
母子家庭等自立支援教育 訓練給付金に係る申請及 び支給事務	児童福祉課	令和2年8月17日	—	—	母子家庭等自立支援教育訓練給付金に係る申請及び支給事務 を行うため

個人情報取扱事務 の名称	所管課等	登録年月日	目的外利用事務 の所管課等	外部提供先	理 由
地域と企業が共創する産業振興のための地域状況調査事務	企業振興課	令和2年8月24日	—	—	地域課題解決のため地域状況調査に係るアンケート用紙を市内居住者へ郵送送付する際に宛先情報が必要であるため。
児童の現況確認事務	児童福祉課	令和2年10月1日	—	—	児童虐待防止対策の抜本的強化により児童の現況を確認するため
県立公園事業評価に伴う公園利用実態調査	都市政策課	令和2年10月12日	—	—	岩手県立広域公園について、社会資本整備総合交付金交付要綱による事業評価書作成にあたり、自治体住民への利用実態を調査する必要があることから登録するもの。
新成人りんご贈答事務	農林課	令和2年11月27日	—	—	新型コロナウイルス感染症対策として、新成人にりんごを贈答する事業を実施するため
健幸ウォーキングトライアル事業の参加受付及び参加者管理事務	健康づくり政策課	令和2年12月22日	—	—	健幸ウォーキングトライアル事業の実施に伴い、事業参加申込者及び参加者の個人情報の管理並びに収集に係る個人情報取扱登録を行うため
新型コロナウイルスワクチン接種事業	健康推進課	令和3年1月13日	—	—	市民への新型コロナウイルスワクチン接種を実施するため。
低未利用土地等確認申請に関する事務	都市政策課	令和3年2月10日	—	—	低未利用土地等確認書の交付のため。
健幸政策SWC-A I 事業	健康づくり政策課	令和3年3月19日	—	委託業者	市の健康課題解決に向けた分析を行う際に個人情報を取扱うため

別紙2 令和2年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
特別児童扶養手当支給事務	地域福祉課	令和2年4月1日	目的外利用の根拠法令に「統計法に基づく一般統計調査」を、目的外利用先に「児童福祉課」を追加
地籍調査事業	都市政策課から河川課に移管	令和2年4月1日	・個人番号利用の有無を「無」に変更 ・個人情報保護責任者に「都市整備部河川課長」を追加 ・所管課等を「都市政策課」から「都市整備部河川課」に変更（事務移管）
児童手当給付事業事務	児童福祉課	令和2年5月8日	目的外利用の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その利用先に「総務課（滝沢市特別定額給付金給付事業）、児童福祉課（子育て世帯臨時給付金給付事業）」を追加
収納管理事務	収納課	令和2年5月8日	目的外利用を「有」に変更し、目的外利用の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その利用先に「総務課（滝沢市特別定額給付金）」を追加
水道料金等関係事務	水道総務課	令和2年5月8日	目的外利用の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その利用先に「総務課（滝沢市特別定額給付金給付事業）」を追加
乳幼児保健指導事業事務	健康推進課	令和2年6月4日	・個人情報項目名に「乳幼児健診情報」を追加 ・個人情報の収集の「条例第7条第3項第1号（法令等）」該当とし、その収集先及び根拠法令として「国及び他の市町村（母子保健法及び番号法別表第二）」を追加 ・オンライン結合を「有」（審議会承認第1号平成27年11月24日）に変更 ・目的外利用の「条例第8条第1項第1号（法令等）」該当とし、その根拠法令に「母子保健法、番号法別表第二」を、利用先に「国と他の市町村、乳児若しくは幼児の保護者」を追加 ・目的外利用の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その利用先に「乳児若しくは幼児」を追加 ・外部提供の「条例第8条第1項第1号（法令等）」該当とし、その法令名に「母子保健法、番号法別表第二」を、提供先に「国、他の市町村、乳児若しくは幼児の保護者」を、項目名に「乳幼児健診情報」を追加 ・外部提供の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その提供先に「乳児若しくは幼児」を、項目名に「乳幼児健診情報」を追加 ・公文書の保管期限を10年に変更

別紙2 令和2年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
妊産婦保健指導事業事務	健康推進課	令和2年6月4日	・個人情報項目名に、「妊婦健診情報」を追加 ・個人情報の収集に条例第7条第3項第1号（法令等）該当を追加し、その収集先及び根拠法令に「国及び他の市町村（母子保健法及び番号法別表第二）」を追加 ・オンライン結合を「無」から「有」に変更（審議会承認第1号平成27年11月24日） ・目的外利用の「条例第8条第1項第1号（法令等）」該当とし、その根拠法令に「母子保健法、番号法別表第二」を、利用先に「国と他の市町村、妊産婦の配偶者」を追加 ・目的外利用の「条例第8条第1項第2号（本人同意）該当とし、利用先に「妊産婦」を追加 ・外部提供の「条例第8条第1項第1号（法令等）」該当とし、その根拠法令に「母子保健法、番号法別表第二」を、提供先に「国、他の市町村、妊産婦の配偶者」を、項目名に「妊婦健診情報」を追加 ・外部提供の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その提供先に「妊産婦」を、項目名に「妊婦健診情報」を追加 ・公文書の保管期限を10年に変更
農地台帳の整備及び情報の提供に関する事務	農業委員会事務局	令和2年6月23日	・個人情報の項目名に「農地の所在地」、「農業経営に関する情報」を追加 ・外部提供の範囲に条例第8条第1項第1号該当を追加し、その根拠法令に「農地法第52条」を、提供先に「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構」を、項目名に「年齢、性別、農地の所在地、農業経営に関する情報」を追加
国民年金事務	保険年金課	令和2年7月14日	・個人情報取扱事務の根拠法令等に「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律」を追加 ・個人情報記録から検索し得る個人の類型（収集対象者）を「20歳以上の国民年金加入市民および無拠出制年金受給市民の個人情報」から「20歳以上の国民年金加入市民並びに無拠出制年金受給市民及びその世帯員の個人情報」に変更 ・個人情報の項目名に「国籍・本籍」、「在留期間・在留資格」及び「納税額等状況」を追加 ・収集先及び収集の方法条例第7条第3項第1号（法令等）の根拠法令に「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律」を追加 ・外部提供の条例第8条第1項第1号該当の根拠法令に「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律」を追加 ・外部提供の条例第8条第1項第2号（本人同意）を該当なしに変更（提供先及び項目名を削除）

別紙2 令和2年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
住民基本台帳	市民課	令和3年7月8日	目的外利用先の「条例第8条第1項第2号（本人同意）」該当とし、その利用先に「庁内関係各課」を追加
新型コロナウイルス感染症対応に係る学生応援事業	企画政策課	令和2年7月20日	収集先及び収集の方法の「条例第7条第3項第2号（本人同意）」とし、その具体的方法に「申請書による本人同意」を追加
収納管理事務	収納課	令和2年8月17日	目的外利用の条例第8条第1項第2号（本人同意）該当に「児童福祉課」を追加
被災者生活再建支援事業	地域福祉課	令和2年9月11日	個人番号（マイナンバー）利用の有無を「有」に変更し、その根拠法令等に「番号法第9条第1項別表第1の第69項」を追加
滝沢市新成人のつどい開催事業	教育委員会事務局生涯学習スポーツ課	令和2年11月27日	目的外利用を「有」に変更し、「条例第8条第1項第4号（審議会承認）第2号平成10年3月23日該当」とし、その利用先に「農林課」を、本人通知の省略の根拠に「審議会承認第2号平成10年3月23日」を追加
空家等対策推進事業	都市政策課	令和2年12月4日	・取扱目的を「空家等の所有者等を特定するため。」から「空家等に関する施策を推進するため。」に変更 ・個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)を「空家等の所有者等を特定するため。」から「空家等の所有者若しくは管理者又は空家等を利活用しようとする者」に変更 ・個人情報を取り扱う目的を「空家等の所有者等を特定するため。」から「空家等に関する施策を推進するため。」に変更 ・収集先及び収集の方法の条例第7条第3項第1号（法令等）該当の具体的方法等を「法第10条第1項 固定資産税等を担当課に照会する」から「固定資産税等の情報を担当課に照会する」に、条例第7条第3項第2号（本人同意）該当の具体的方法等を「空家等を活用しようとする者から収集する」から「空家等の所有者等又は利活用希望者から収集する」に変更 ・外部提供の条例第8条第1項第2号（本人同意）該当の提供先を「空家等所有者等」から「空家等の所有者等又は利活用希望者」に、項目名を「空家等を活用しようとする者の氏名又は名称、住所及び連絡先等」から「空家等の所有者等又は利活用希望者の氏名又は名称、住所及び連絡先等」に変更 ・個人情報取扱事務の委託を「無」から「有」に変更し、その根拠に審議会承認「第5号令和2年3月10日」を追加
個人市県民税賦課事務	税務課	令和2年12月7日	・目的外利用の条例第8条第1項第2号（本人同意）該当の利用先に「農林課」を追加

別紙2 令和2年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
固定資産評価・課税業務（土地）	税務課	令和3年2月19日	・電子計算機処理のシステム名に「統合型地理情報システム」を追加 ・文書目録の文書に「統合型地理情報システム」（磁気ディスク・テープ等）を追加
健幸ウォーキングトライアル事業	健康づくり政策課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務名称を「健幸ウォーキングトライアル事業の参加受付及び参加者管理事務」から「健幸ウォーキングトライアル事業」に変更 ・オンライン結合による提供の審議会承認に「（審議会承認第3号 令和3年3月19日）」を追加 ・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「（審議会承認第3号 令和3年3月19日）」を追加
新型コロナウイルスワクチン接種事業	健康推進課	令和3年3月19日	・オンライン結合による提供の審議会承認に「審議会承認第1号令和3年3月19日」を追加 ・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第1号令和3年3月19日」を追加
市税の滞納整理及び滞納処分事務	収納課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
収納管理事務	収納課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
納税情報の管理事務	収納課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
滝沢市クレジット収納事務	収納課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第6号令和3年3月19日」を追加
国民健康保険税賦課事務	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
法人市民税賦課事務	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
軽自動車税賦課事務	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加

別紙2 令和2年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
個人市県民税賦課事務	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
固定資産評価・課税業務（償却資産）	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
固定資産評価・課税業務（家屋）	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
固定資産評価・課税業務（家屋）	税務課	令和3年3月19日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第5号令和3年3月19日」を追加
下水道事業等事務	下水道課	令和3年3月23日	・電子計算機処理のシステム名に「統合型地理情報システム」を追加
公共下水道供用開始通知事務	下水道課	令和3年3月23日	・電子計算機処理のシステム名を「下水道台帳システム（ASSESⅢ）」から「下水道管理システム及び統合型地理情報システム」に変更
空家等対策推進事業	都市政策課	令和3年3月25日	・個人情報取扱事務の委託の審議会承認に「審議会承認第4号令和3年3月19日」を追加

14

[illegible]

別紙 4 令和 2 年度中に目的外利用課等の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	利用課等（旧）	利用課等（新）	目的外利用等をする事務の名称
特別児童扶養手当支給事務	地域福祉課	令和2年4月1日	—	児童福祉課	福祉行政報告例報告書作成業務
住民基本台帳事務	市民課	令和2年5月8日	庁内関係各課	庁内関係各課	滝沢市特別定額給付金給付事業
児童手当給付事業事務	児童福祉課	令和2年5月8日	—	総務課（滝沢市特別定額給付金給付事業）、児童福祉課	滝沢市特別定額給付金給付事業
児童手当給付事業事務	児童福祉課	令和2年5月8日	—	総務課（滝沢市特別定額給付金給付事業）、児童福祉課	子育て世帯臨時給付金給付事業
収納管理事務	収納課	令和2年5月8日	—	総務課（滝沢市特別定額給付金給付事業）	滝沢市特別定額給付金給付事業
水道料金等関係事務	水道総務課	令和2年5月8日	—	総務課（滝沢市特別定額給付金給付事業）	滝沢市特別定額給付金給付事業
ひとり親家庭医療費給付事業	保険年金課	令和2年6月1日	生活福祉課	生活福祉課、児童福祉課	ひとり親世帯臨時特別給付事業関連事業
住民基本台帳事務	市民課	令和2年6月1日	庁内関係各課	庁内関係各課	ひとり親世帯臨時特別給付事業関連事業
個人市県民税賦課事務	税務課	令和2年6月1日	企画政策課、都市政策課	企画政策課、都市政策課、児童福祉課	ひとり親世帯臨時特別給付事業関連事業
住民基本台帳事務	市民課	令和2年7月8日	庁内関係各課	庁内関係各課	公共交通回数券購入等補助事務
住民基本台帳事務	市民課	令和2年7月30日	庁内関係各課	庁内関係各課	新型コロナウイルス感染症に係る学生支援事業における学業支援給付金事務
住民基本台帳事務	市民課	令和2年8月11日	庁内関係各課	庁内関係各課	滝沢市赤ちゃん応援特別給付金給付事業関連業務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	利用課等（旧）	利用課等（新）	目的外利用等をする事務の名称
納税情報の管理事務	収納課	令和2年8月17日	保険年金課、下水道課	保険年金課、下水道課、 <u>児童福祉課</u>	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等に係る申請及び支給事務及び母子家庭等自立支援教育訓練給付金に係る申請及び支給事務
住民基本台帳事務	市民課	令和2年8月24日	庁内関係各課	庁内関係各課	地域と企業が共創する産業振興のための地域状況調査事務
介護保険賦課及び徴収管理事務	保険年金課	令和2年10月9日	庁内関係各課	庁内関係各課	国民年金事務
住民基本台帳事務	市民課	令和2年10月22日	庁内関係各課	庁内関係各課	県立公園事業評価に伴う公園利用実態調査
滝沢市新成人のつどい開催事業	教育委員会生涯学習スポーツ課	令和2年11月27日	—	<u>農林課</u>	新成人りんご贈答事務
個人市県民税賦課事務	税務課	令和2年12月7日	高齢者支援課、教育総務課、地域福祉課、生活福祉課、児童福祉課、商工観光課、健康推進課、下水道課	高齢者支援課、教育総務課、地域福祉課、生活福祉課、児童福祉課、商工観光課、健康推進課、下水道課、 <u>農林課</u>	中山間地域等直接支払交付金事業関連事務

[illegible]

個 情 第 671 号
総 行 行 第 161 号
令和 3 年 5 月 19 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 市 議 会 議 長

} 殿

個人情報保護委員会委員長
(公 印 省 略)
総 務 大 臣
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による
個人情報の保護に関する法律の改正等について（通知）

本日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）が公布されましたので、下記によりその概要等について情報提供します。

デジタル社会形成整備法においては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）を改正し、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされています。

今回の法律改正によって全ての地方公共団体に適用されることとなる個人情報保護法の規定は、個人情報の保護と利活用の両立を図るための標準的な規律を定めるものであり、各地方公共団体におかれては、同法の施行までの間に、同法の趣旨・目的及び関係規定に照らして、条例の各規定について改正等の要否を検討の上、適切に御対応いただく必要があります。

なお、今後、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報保護委員会規則、ガイドライン等（以下「関連政令等」という。）を整備する予定であり、その際には、改めて情報提供等を行う予定です。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をさ

れるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 概要（（ ）に記載する条番号等は、デジタル社会形成整備法第 51 条による改正後の個人情報保護法のもの。）

（地方公共団体の責務等）

- ・地方公共団体は、個人情報保護法の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するものとされたこと。（第 5 条関係）
- ・国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとされたこと。（第 9 条関係）
- ・地方公共団体は、その機関及びその設立に係る地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとされたこと。（第 12 条関係）
- ・地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされたこと。（第 13 条関係）
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされたこと。（第 14 条関係）

（地方公共団体等への個人情報保護法の適用）

- ・個人情報保護法が定める行政機関等の定義に地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（一部の業務を主たる目的とするもの等を除く。）が含まれることとなり、当該機関等に対して、個人情報等の取扱い、個人情報ファイル、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）並びに行政機関等匿名加工情報の提供等の行政機関等の保有する個人情報等に関する規律が適用されるものとされたこと。（第 2 条第 11 項及び第 5 章関係）

(病院及び大学の運営等に対する規律の適用)

- ・地方公共団体の機関のうち病院及び診療所並びに大学の運営を行うもの、地方独立行政法人のうち試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、病院事業の経営並びに大学等の設置及び管理等を目的とするものの業務については、個人情報等の取扱いに関して、民間の個人情報取扱事業者と同様の規定（第4章）を適用することが基本とされたこと。ただし、個人情報ファイル、開示等及び行政機関等匿名加工情報に関する規律については、行政機関等と同様の規律が適用されるものとされたこと。（第58条及び第125条関係）
- ・個人情報取扱事業者のうち、大学その他の学術研究を目的とする機関等であってその個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部が学術研究の用に供するものであるものについては、改正前の個人情報保護法第4章に規定する個人情報取扱事業者の義務等に関する規定の適用が除外されているが、改正後の個人情報保護法においては、これらの義務等に関する規定を一律に適用除外とするのではなく、同法を適用することを基本とした上で、利用目的による制限（第18条第3項第5号及び第6号）、要配慮個人情報の取得制限（第20条第2項第5号から第7号）、第三者提供の制限（第27条第1項第5号から第7号）などの個別の規定において例外とする旨が規定されたこと。（第4章関係）

(個人情報保護委員会による監視)

- ・個人情報保護委員会は、行政機関等の義務等に関する規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱い等について、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言並びに勧告をすることができるものとされたこと。（第6章第2節第3款関係）

(その他)

- ・地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものは条例要配慮個人情報として位置づけるものとされたこと。（第60条第5項関係）
- ・個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないものとされたこと。（第75条第5項関係）
- ・地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定される不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされて

いるもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものは条例で定めるものとされたこと。(第 78 条第 2 項関係)

- ・地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないものとされたこと。(第 89 条第 2 項関係)
- ・地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならないものとされたこと。また、地方独立行政法人は、当該手数料の定めを一般の閲覧に供しなければならないものとされたこと。(第 89 条第 7 項から第 9 項関係)
- ・地方公共団体の機関又は地方独立行政法人による開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、条例で定めるところにより、行政不服審査法第 4 条の規定の特例を設けることができるものとされたこと。(第 107 条第 2 項関係)
- ・地方公共団体が、保有個人情報の開示等の手続及び審査請求の手続に関する事項について、行政機関等の開示等に関する規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないものとされたこと。(第 108 条関係)
- ・都道府県及び指定都市の機関及び地方独立行政法人においては、定期的に、行政機関匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものとされたこと。なお、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、行政機関匿名加工情報の提案募集の実施は任意であること。(第 111 条及び附則第 7 条関係)
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないものとされたこと。(第 119 条第 3 項及び第 4 項関係)
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならないものとされたこと。また、地方独立行政法人は、当該手数料の定めを一般の閲覧に供しなければならないものとされたこと。(第 119 条第 8 項から第 10 項関係)
- ・地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができるものとされたこと。(第 129 条関係)
- ・地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護法に基づいて、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができるものとされたこと。また、同法に基づく求めがあったときは、個人情報保

護委員会は、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする」と規定されたこと。(第 166 条関係)

- ・地方公共団体の長は、個人情報保護法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならないものとされたこと。(第 167 条関係)

第 2 施行期日

個人情報保護法の改正規定については、

- (1) 国の行政機関、独立行政法人等（規律移行法人等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を除く。）を含む。）に関する規定 公布の日（令和 3 年 5 月 19 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- (2) 地方公共団体の機関、地方独立行政法人に関する規定 公布の日（令和 3 年 5 月 19 日）から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
※令和 3 年度内を目途に、順次、関連政令等の策定・公表を検討

第 3 参考資料

- ・個人情報保護法の改正について（別紙）
- ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（要綱、本文、新旧対照条文等）

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/>

個人情報保護法の改正について

令和3年5月

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報**の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

概要**個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）**

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
- ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。

施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）**<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>**

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等

施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

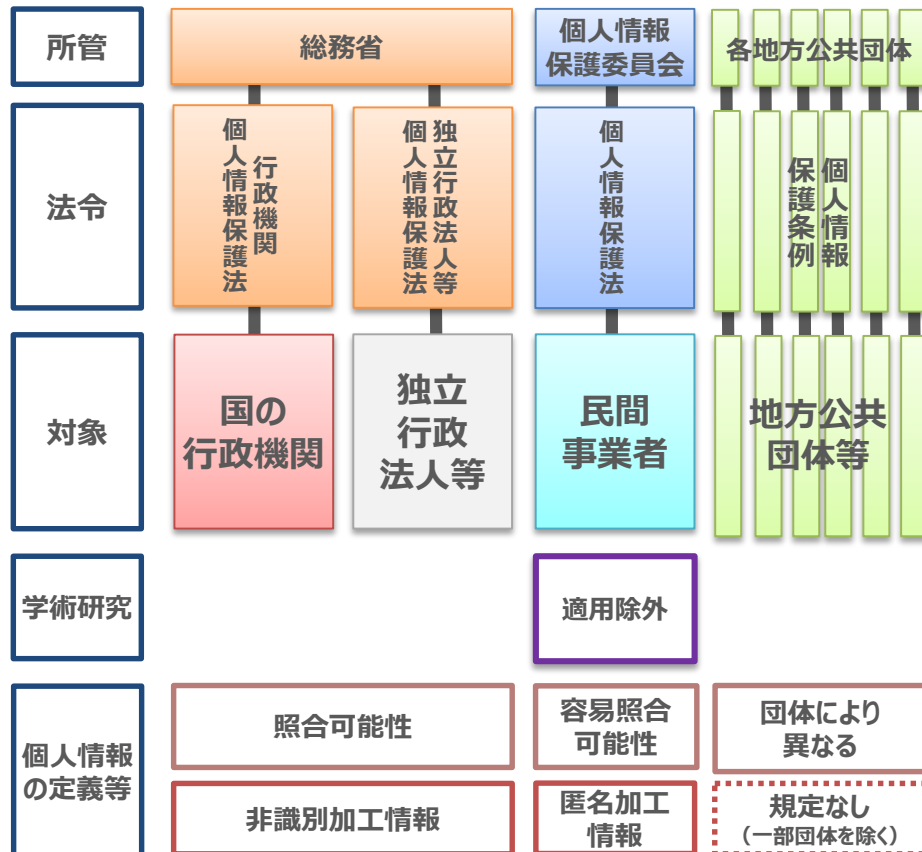
- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

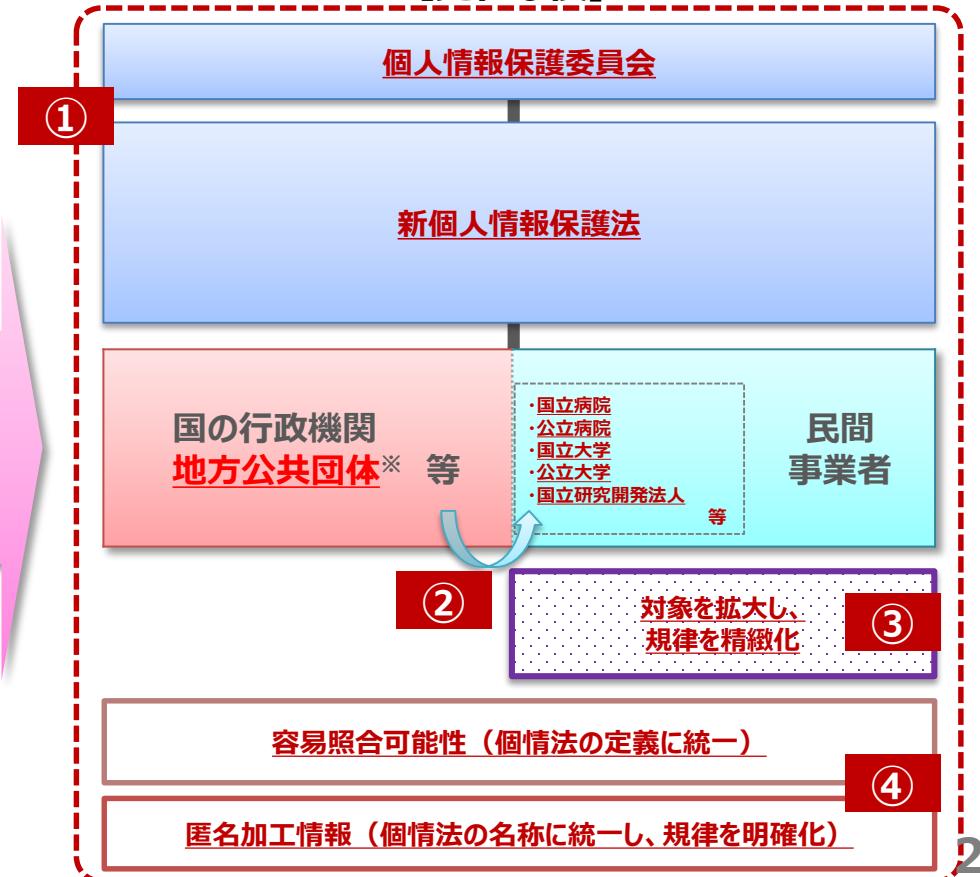
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を**個人情報保護委員会**に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定**として精緻化。
- ④ **個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱い**に関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

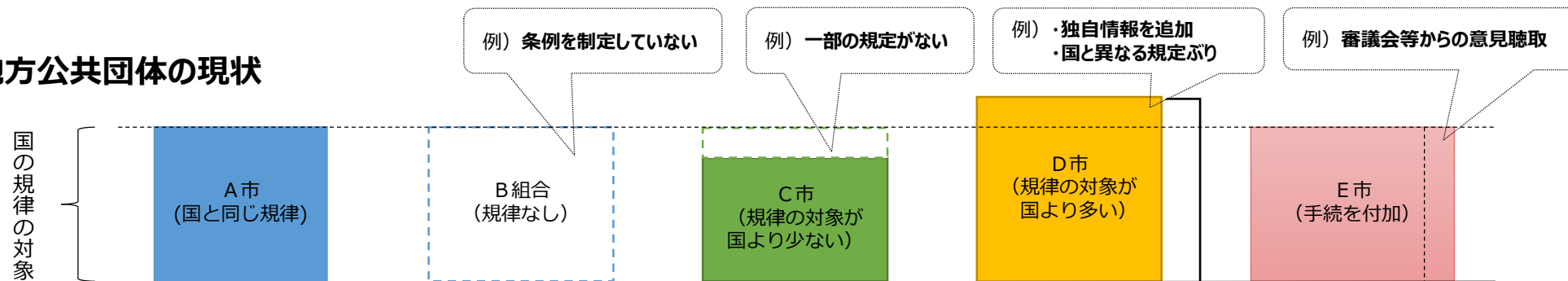
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

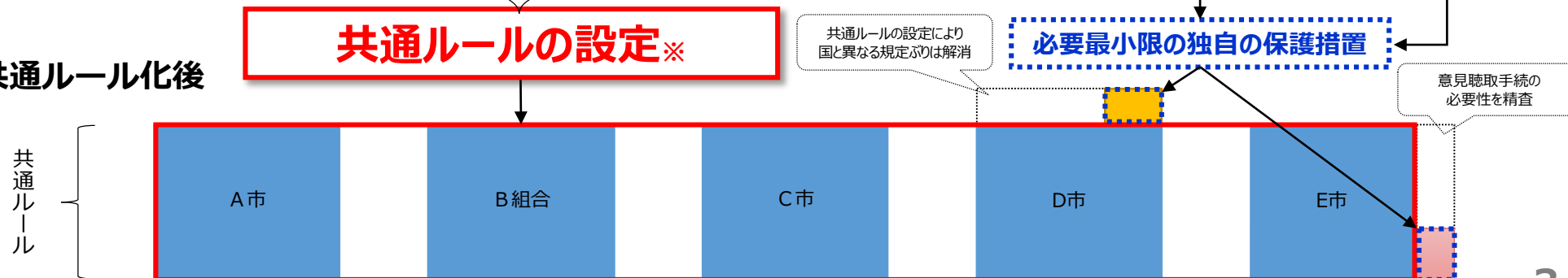
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

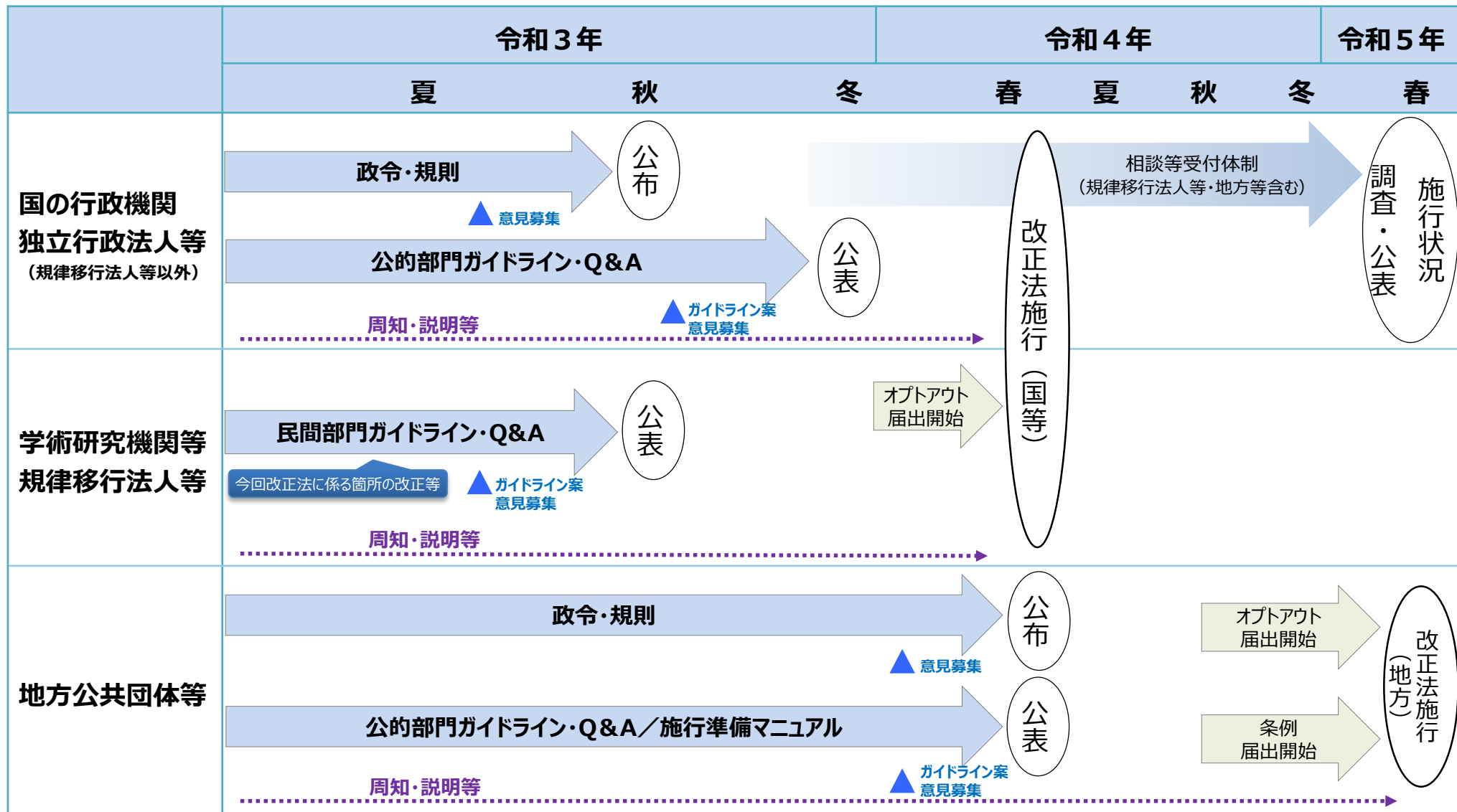
⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

改正法の施行準備スケジュール（案）



参考資料

個人情報保護委員会による一元的な監督体制の確立

【現行の個人情報保護委員会の監督範囲】

民間	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
----	-------------------------	--------------

国	マイナンバー 関係
---	--------------

非識別 加工 情報関係

地方	マイナンバー 関係
----	--------------

【見直し後の個人情報保護委員会の監督範囲】

民間	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
----	-------------------------	--------------

国	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
---	-------------------------	--------------

地方	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
----	-------------------------	--------------

医療分野・学術分野における規制の統一（現在の状況）

- ・ 現行の独法等個人情報法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、①理事長等の人事権が政府にあるか、②法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- ・ その結果、**医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。**

【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- ・ 個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- ・ 法の施行状況の調査・公表
- ・ 総合案内所の運営
- ・ 管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

国の行政機関

独立行政法人等

国立大学
国立病院
国立研究機関

【行政と民間との外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

- ・ ガイドラインの策定
- ・ 報告及び立入検査
- ・ 指導及び助言
- ・ 勧告及び命令
- ・ 間接罰

民間事業者

私立大学
民間病院
民間研究機関

規律の不均衡が発生

医療分野・学術分野における規制の統一（改正の考え方）

- ・ 独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には**民間事業者と同様の規律**を適用。
- ・ ただし、**本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定**については、これらの規定がそれぞれ**情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格**を有することに鑑み、現行法と同様、**全ての独法等を行政機関に準じて扱う**。

【行政の広義の内部関係】

個人情報保護委員会が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

国の行政機関

独法等のうち、民間に類する立場で**民間のカウンターパートとの間でデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等**※
(例)

- ・ 国立研究開発法人
- ・ 国立病院機構
- ・ 国立大学法人
- ・ 大学共同利用機関法人

独法等のうち、公権力の行使に類する形で個人情報を保有するもの等、**上記に該当しないもの**
(例)

- ・ 行政執行法人

【行政の外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

原則として
同じ規律を適用

民間事業者

- ・ 私立大学
- ・ 民間病院
- ・ 民間研究機関

※ これらの独法等が「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」も行っている場合は、当該業務における個人情報の取扱いについては例外的に行政機関と同様の安全管理措置義務を適用する。

学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

- ・ E Uから日本の学術研究機関等に移転された個人データについても **G D P Rに基づく十分性認定**を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化**する。
- ・ 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、**個人情報法第43条第1項の趣旨を踏まえ**、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、**自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しない**こととする。また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

【現行法】

個人情報
取扱事業者の義務

学術研究は
全て
適用除外

(=学術研究機関等が
学術研究目的で
個人情報を
取り扱う場合は
全て適用除外)

【見直し後】

利用目的による制限



学術研究は例外 ※1 ※2

(=学術研究機関等が
学術研究目的で個人情報を
取り扱う必要がある場合は例外)

要配慮個人情報の取得制限



学術研究は例外

第三者提供の制限



学術研究は例外

- ①学術研究機関等による研究成果の発表・教授に不可欠
- ②提供先が学術研究機関等
- ③提供元が学術研究機関等かつ提供先と共同研究

安全管理措置等



学術研究も適用

保有個人データの開示等



学術研究も適用 ※3

個人情報保護委員会が監督 ※4

- ※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国公立大学）、学会、国立研究開発法人 等（下線は今回追加されるもの）
- ※2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外とならない
- ※3 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用
- ※4 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用

一元化後の規律の適用関係

	民間事業者	規律移行法人等 ^{※1}	国の行政機関等 ^{※2} ・地方公共団体等
個人情報取扱事業者に係る規律（現行個人情報保護法第4章第1節及び第2節を基本的にスライド）			
・利用目的の特定等、適正取得	○	○	
・正確性確保、安全管理措置	○	○	
・第三者提供制限	○	○	
・開示等請求	○		
・匿名加工情報の作成・提供	○		
国の行政機関等に係る規律（現行行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法第2章～第4章の2を基本的にスライド）			
・保有制限、目的明示			○
・正確性確保、安全確保措置			○
・利用・提供制限			○
・個人情報ファイル保有の事前通知			○ ^{※3}
・個人情報ファイル簿の作成・公表		○	○
・開示等請求		○	○
・匿名加工情報の作成・提供		○	○ ^{※4}

- ※1 規律移行法人等とは、今般の一元化の機に、民間の個人情報取扱事業者と原則として同様の規律を適用すべき独立行政法人等、地方公共団体の病院・大学等及び地方独立行政法人を指す。
- ※2 国の行政機関等・地方公共団体等には、現行独立行政法人等個人情報保護法が適用される独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、規律移行法人等以外のものを含む。
- ※3 規律移行法人等以外の独立行政法人等に加え、地方公共団体及び地方独立行政法人については、事前通知の制度の対象外。
- ※4 地方公共団体については、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市に適用し、他の地方公共団体は任意で匿名加工の提案募集を実施可能とする。

個人情報定義等の統一

＜現行法の規律＞

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む」
- ◆ 行政機関個人情報法及び独法等個人情報法の個人情報：「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む」
- ◆ 個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法では非個人情報とされる「**匿名加工情報**」に相当する情報が、行政機関個人情報保護法等では個人情報に該当し得るとされており、「**非識別加工情報**」という別の名称が与えられている。

＜改正の方向性＞

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一**する。
2. 定義変更に伴う影響を最小化する観点から、**一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用**する。
3. 公的部門における権利利益保護の徹底を図るため、民間部門で導入済みの**匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律を公的部門にも導入**する。
4. 個人情報の定義を統一する結果、**非識別加工情報も非個人情報**となり、匿名加工情報と区別する必要がなくなることから、一元化の機会に、両者の**名称を「匿名加工情報」で統一**する。
5. 匿名加工情報は公的部門においても非個人情報であるとの前提で、**公的部門における匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**する（例：匿名加工情報の作成・取得・利用は、法令の定める所掌事務の範囲内で可能とする）

公的部門における個人情報保護ルールの拡充

国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民の枠を超えたデータ利活用の活発化を見据え、公的部門における個人情報保護ルールの拡充を図る。

1. 個人情報保護委員会による監視の実効性を確保するためのもの

- ① 個人情報保護委員会による**報告要求・実地調査・勧告等の権限**の明記
- ② **漏えい報告制度**の創設

2. 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化に対応するためのもの

- ① 「**不適正利用の禁止**」「**不適正取得の禁止**」の明文化
- ② **外国へのデータ移転**に係る規律の創設

3. 「個人情報」の定義の変更に伴うもの

- ① **匿名加工情報・仮名加工情報**の識別行為禁止義務等の創設
- ② **提供先で個人情報となる情報**の外部提供に係る規律の創設

4. その他規律の明確化や民間部門との均衡を図るためのもの

- ① 安全管理措置義務の対象として**派遣労働者・再委託先**を明記
- ② **任意代理人による開示等請求**の許容